

第6回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

議 事 録

平成20年12月19日

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第6回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会出席者名簿

開催年月日 及び時間	平成20年12月19日(金)			開会時刻	午後14時00分	
				閉会時刻	午後17時20分	
会議の場所	江迎町役場3階会議室					
出席した委員 30名中 28名出席	会 長	朝 長 則 男	副会長	亀 山 春 光	副会長	宮 田 安 猶
	委 員	松 尾 裕 幸	委 員	安 富 安 雄	委 員	宮 田 京 子
	委 員	久池井 一孝	委 員	林 逸 夫	委 員	山 村 留 次
	委 員	市 岡 博 道	委 員	山 下 伊 三 郎	委 員	森 田 剛
	委 員	深 江 海 人	委 員	山 口 久 子	委 員	熊 谷 厚 生
	委 員	中 尾 ア ヤ	委 員	小 川 肇	委 員	前 田 哲 裕
	委 員	井 村 充 伸	委 員	松 田 秀 彦	委 員	諸 藤 キヌ子
	委 員	河 野 和 子	委 員	中 村 克 介	委 員	高 尾 潤
	委 員	嬉 野 憲 二	委 員	東 雲 和 宏	委 員	伊 達 木 瀧 之 助
	委 員	川 田 洋				
欠席した委員 及び顧問	委 員	馬 郡 謙 一	委 員	吉 浦 初 義		
出席した専門 委員	財務部会 長	山 口 智 久	保健福祉 部会長	廣 山 芳 宣	水道部会 長	吉 村 敬 一
	議会事務 局部会長	片 平 研 一	農水商工 部会長	田 崎 勉	環境部会 長	野 見 山 正
	企画調整 部会長	嶋 田 裕 治	教育部会	中 島 豊		
事 務 局	参 与	千 知 波 徹 夫	局 長	久 富 達 夫	次 長	浜 田 祝 高
	主 任	土 橋 健 吾	主 任	吉 原 宏 紀	主 任	吉 村 彰 治
	主 任	藤 田 尚 志	主 任	嬉 野 重 明	主 任	太 田 聡

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第6回 会 議 次 第

日 時：平成20年12月19日（金）14：00～

場 所：江迎町役場 3階会議室

- 開 会
- 会長挨拶

- 議事

【説明事項】

協議項目及び協議予定について

【協議事項】（前回提案分 → 今回協議）

協議第5－2号 （別冊）「まちづくり計画（新市基本計画）の策定」について

協議第25－2号 「一部事務組合・広域連合の取扱い（その2）」について

協議第33号 「水道部会事業の取扱い」について

（継続協議）

協議第13号 「地域審議会・地区協議会の取扱い」について

【提案事項】（今回提案分 → 今回協議）

協議第23号 「特別職の身分の取扱い」について

（今回提案分 → 次回協議）

協議第25－3号 「一部事務組合・広域連合の取扱い（その3）」について

協議第26－3号 「使用料・手数料の取扱い（その3）」について

協議第28－3号 「補助金・交付金等の取扱い（その3）」について

協議第34号 「地域医療制度の取扱い」について

協議第35－1号 「施設の取扱い（その1）」について

【報告事項】（別冊）

報告第3号 事務事業の調整結果報告（調整案件 B以下 幹事会調整事項）

報告第3－14号 「農水商工部会の事務事業の取扱い（その2）」について

報告第3－17号 「財務部会の事務事業の取扱い」について

報告第3－18号 「教育部会の事務事業の取扱い（その1）」について

- その他
次回日程について など
- 閉 会

第6回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

平成20年12月19日（金）

1. 開会

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまより第6回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を開会いたします。

まず初めに、本日の委員の皆様の出欠状況をお知らせいたします。佐世保市地域委員の馬郡委員と、鹿町町地域委員の吉浦委員が欠席されております。なお、佐世保市の川田委員がおくれておりますことをご報告いたします。したがって、30名の委員中2名の欠席で、協議会規約第10条第1項の規程に基づき、委員の半数を超えており、会議が成立しますことをご報告いたします。

引き続き、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に委員の皆様へ送付しております資料で、「第6回会議次第」、及びそのA3版の「行財政調書」、協議第5-2号「まちづくり計画（新市基本計画）」に係る差替資料、また、Bランク以下の報告事項としまして、別冊の報告第3-14号「農水商工部会の事務事業の取扱い（その2）」について、報告第3-17号「財務部会の事務事業の取扱い」について、報告第3-18号「教育部会の事務事業の取扱い（その1）」についての3冊がございます。また、右上に、「差替」と記載された「地域審議会・地区協議会についての参考資料」の冊子及びその追加資料としまして、本日配付しております「資料2」と右上に書かれた「合併新法下における合併市町村の地域審議会等の設置状況」がございます。また、でき上がったばかりの第2号「合併通信プラス」も配付しておりますので、後ほどごらんください。

また、前回の協議会で使用しました第5回の会議次第と（別冊）まちづくり計画の策定についての冊子が必要となりますが、すべてでございますでしょうか。お持ちでない方は、職員がお配りしますので、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、会長であります朝長佐世保市長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いたします。

2. 会長あいさつ

【朝長会長】 皆さん、こんにちは。朝長でございます。

鹿町宮田町長、江迎の亀山町長がいらっしゃいますが、会長ということでございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は第6回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会をご案内いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、傍聴席のほうにも多数お越しをいただいておりますこと、感謝、御礼を申し上げます。

世の中、大変厳しい経済環境でございまして、いろいろな状況が起こっております。我が佐世保市におきましても、中核の企業が会社更生法を出されるというような、そういう事態も起こっております。佐世保市のほうといたしましても、本日、佐世保市緊急経済

雇用対策本部を設置いたしまして、その対策に乗り出しているところでございます。そういうさなか、皆様方も、いろいろな面で、この年末どうだろうかというような、そういうこともお考えの方もいらっしゃると思うわけでございますが、何とか、この苦境を乗り切っていかなければいけないと、そのような思いでございます。

合併協議会のほうは、第6回目ということでございまして、こちらのほうもそろそろ佳境に入ってきたところでございますが、十分に協議、審議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

ところで、先月28日に佐世保市にて開催しました第5回協議会におきましては、「使用料・手数料の取扱い」をはじめ、6項目にわたりご決定をいただき、まことにありがとうございました。

本日は、前回提案されました「まちづくり計画の策定」を含め、5項目についてご協議をいただきたいと存じます。

なお、次回協議項目といたしましては、5項目を提案いたしております。

さらに、Bランク以下の報告事項につきましては、三つの専門部会にわたっており、協議内容も深まってまいりました。

委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、最後まで活発なご議論をいただきますようによろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますけれども、会長としてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。議事に入ります前に、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、これから先の議事につきましては、会長に、議長としての進行をお願いいたします。

3. 議事

(1) 説明事項

【朝長会長】 それでは、規約に基づきまして議長を務めます。時間の関係もございませぬので、早速議事に入りたいと思っておりますが、協議会の議論を突のあるものとするため、皆様の積極的なご意見をお願いしたいと思います。

まず初めに、説明事項を議題といたします。協議項目及び協議予定について事務局の説明を求めます。

【事務局】 資料といたしましては、第6回会議次第、44ページものをお開きいただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の協議項目及び協議予定についてであります。この提案時期の右から2番目、第6回、本日協議を行っていただきます項目につきましては、丸印をつけてお示しをしております。

それから、その次の第7回以降につきましては、まだ今から決定をしていただくものが、この項、第7回以降と残っております。

概略をご説明させていただきます。項目の2番目「合併の期日」についてであります。この件につきましては、次の1月の協議会の中で提案する方向で進めてまいりたいと考えております。5番目の「財産・負債の取扱い」につきましては、既にご協議を続けていた

だいているところでありますが、継続協議という中で、最終段階で、この件につきましては発表をさせていただき方向を進めたいと思っております。

それから6番目、「まちづくり計画」は、今日一定の合意をいただきまして、今後県との事前協議、正式協議のほうに進めていくようお願いしたいと思っております。

7番目、「地域審議会・地区協議会の取扱い」は、前回からの継続協議ということで、今日も協議をしていただきまして、今後、正式に提案をしながら決めていく方向に進めていただければと思っております。

それから、12番目の「特別職の身分の取扱い」につきましては、本日提案をして、本日も協議をいただきたいと思っております。

14番目の「組織・機構の取扱い」につきましては、次回にご提案をしたいと考えております。

15番目の「一部事務組合・広域連合の取扱い」についてであります。今回、し尿の一部事務組合について説明をさせていただきます。今後、あと残っておりますのが、消防組合、それからごみ問題、この2件の事務組合の案件が残っておりますので、これにつきましては、次の協議会に上げさせていただきたいと考えております。

それから、次の16番の「使用料・手数料の取扱い」につきましては、今回、し尿の手数料、公民館・体育施設の使用料につきまして、ご提案をさせていただきたいと思っております。なお、残っておりますのがごみ処理の手数料につきましては、先ほどの一部事務組合のごみの分と一緒にさせていただきたいと考えております。

19番目の「補助金・交付金等の取扱い」についてであります。今回、北松商工会議所の補助金につきまして提案をしております。あと残っておりますのが、観光協会、観光、イベント等に関する補助金についてですので、それを次回にお願いしたいと思っております。

それから23番の「介護保険事業の取扱い」、この件について、地域包括支援センターにつきまして、次回の協議会でご提案を申し上げたいと考えております。

それから27番目「地域医療制度の取扱い」についてであります。この件、今まで第5回目までは、「地域医療制度の取扱い」と、その次に「北松中央病院の取扱い」を掲げておりましたが、今回これを一本化したしまして、「地域医療制度の取扱い」ということで、今回三つ、北松中央病院、それから地域医療制度の中で在宅当番医制事業、あるいは病院群輪番制運営事業、この3点につきまして今回ご提案を申し上げます。

それから、30番の「消防部会事業の取扱い」については、15番の一部事務組合、消防関係の事務組合と同時にご提案を申し上げたいと思っております。

33番の「施設の取扱い」、これにつきましては、今回、最終処分場についてのご提案をさせていただいております。今後、鹿町の温泉施設「やすらぎ館」、あるいは活性化施設等々につきまして、次回に提案をしたいと考えております。

以上のような状況で今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 意見がないようでございますので、それでは、説明事項については事務局の説明のとおり進めることとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように取り計らいます。

(2) 協議事項

①協議第5-2号

【朝長会長】 次に、協議事項を議題といたします。

この協議事項については4件ございます。順に1件ごと協議していただき、お諮りをしたいと考えております。

まず、協議第5-2号「まちづくり計画(新市基本計画)の策定」についてを議題とさせていただきます。このまちづくり計画は、第4回、第5回協議会の2回にわたって提案説明を受けております。さらに本日、差替がっておりますので、まずその取扱い及びその差替について、専門部会の説明を求めます。

【企画調整部会長】 企画調整部会嶋田であります。

会長からのお話でしたが、協議会第5-2、まちづくり計画の発展につきまして、提案及び協議の経過について、改めて説明させていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、本件は、去る10月30日、第4回合併協議会において、第6章県事業の推進、それから第8章の財政計画を除くまちづくり計画を提案いたしました。その後、別途の事務レベル協議等を経まして、第6章、第8章をつけ加え、11月28日の第5回合併協議会において、大体の成案を行ったところでございます。

その際に、第6章、本日別冊のほうで、差替資料として配付させていただいておりますけれども、第6章の県事業の推進につきまして、住民意識アンケートの結果からも、意向のほうが高いと思われる観光や産業振興に関する事業が掲載されていないのではないか、ハードだけではなく、ソフト事業等の掲載について検討する必要があるのではないかというご意見をちょうだいしております。

それから、主要事業の幹線道路の整備に関しまして、具体的な路線名として、西九州自動車道の開通を視野に入れた、有効なアクセス道とされる、仮称でございますけれども、鹿町山田線の新設について追記を検討したらどうかと、こういったようなご意見をちょうだいしたところでございます。

これらのご意見等を受けまして、企画調整部会といたしまして、検討、再度協議をさせていただき、調整した上で、今回、先ほど申し上げました、差替した資料のとおり申請を行っているところでございます。

それでは、今回の修正案につきまして、分科会長のほうから説明をいたさせますが、どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

【企画調整分科会長】 概要につきましては、私のほうから説明をいたします。本日の差替資料ですね、表紙をめくっていただきまして、63ページという表示があると思っております。これは、まちづくり計画書の中のページになっておりますが、その部分の第6章、新市における県事業の推進という分で、内容説明をいたします。

その第2節、新市における県事業でございますが、その下の表でございます。以前は、黒い丸二つだったんですが、前回の協議会で指摘を受けまして、農林水産、観光地づくり、そういった分野を追加しております。もろもろの修正、追加につきましては、アンダーラインを引いていますので、まず、そのあたりを含めまして説明いたします。

まず1番目の災害危険箇所の環境整備という分で、事業概要の中に、地すべり対策事業、二級河川整備事業の「事業」の下にアンダーラインを引いてございますが、これは前回まで、工事という表記がございました。基本的には、こういった災害危険箇所の工事というのは、非常に狭義なとらえ方をされますので、維持管理とかソフト対策、そういった部分も、やはりこの中で表現すべきだということで、事業という広義の意味の文言に修正しております。

それから、2点目の幹線道路に加えまして、生活道路という、その部分も追記しております。それから、事業概要につきましては、以前は、主要地方道佐々鹿町江迎線などを計画的に整備しますよという表現だったのですが、これも前回、協議会のほうからご指摘がございましたように、いろいろな事業を上げてくれという部分を踏まえまして、まず目的を明確にしています。平成20年度末に、佐々インターチェンジまで、西九州自動車道が供用開始する予定です。これのインパクトは非常に大きいものがございますので、まず前段といたしまして、ちょっと読み上げますが、「西九州自動車道等を軸とした広域幹線道路ネットワークの形成を図るため、下記のとおり、国道・県道の計画的な整備を推進します」というのを、まず、特に江迎、鹿町町の新市の一体化、地域振興のために、西九州自動車道と連携した国県道の整備を推進するという表記を加えています。

その下に、五つ黒い丸をつけておりますが、具体的な事業を表記しております。この地区周辺には、三つの大きな広域幹線道路がございまして、まず、佐々川の裏のほうから来ている道路なのですが、小佐々、鹿町、江迎という西側の幹線道路があります、主要地方道佐々鹿町江迎線、これにつきましては、道路改良工事等交通安全施設等整備を上げております。この路線につきましては、非常に周辺、いろいろな水産業が盛んなエリアでございまして、大型冷凍車が結構通る区域です。そういった分で、大型車の割合が高い地区でございまして、そういった分で、若干、離合ができない狭い道路について拡幅をしていただくということと、一部歩道がない路線もございまして、そういった分の交通安全対策、歩道設置であるとか、そういった分の事業をここにに入れております。

それからもう1点、一般県道志方江迎線。これはちょうど北松中央病院から真っすぐ佐々インター側のほうにつながっている県道でございまして、これにつきましても、佐々インターの供用に向けた佐々川の橋梁整備とか行われていますので、一部、また未完了区間がございまして、その部分の工事を見込んでおります。

それからもう1点、一般国道204号線。これはご承知のとおり、吉井から江迎あたりに行っております国道でございまして、この分につきましても、今後の交通量の増大等も見込んだ上で、やはり交通安全対策、バリアフリーも含めた、そういった環境整備をやっていただくということで上げております。これは、特に西江迎地区ということで上げています。

もう1点が、仮称でございまして、鹿町山田線といいまして、鹿町町と江迎町を結ぶ路線になりますが、主にトンネル主体の工事でございます。これはまだ計画段階でござい

すので、そういった部分を含めた工事を入れております。

それから、新たに今回加わっております、まず左側のほうの3段目の黒い丸ですね。農林水産業の振興のための重点事業につきましては、これは既に県のほうで、ソフト的ないろいろな支援がございまして、ながさき「食と農」支援事業、それに伴いまして、佐世保市のほうでも、いろいろな実施関連事業とか、グリーンツーリズム等を実施しています。そういった実績を踏まえまして、特に、江迎、鹿町町のほうでやっていきたいということで上げさせていただいています。これは、文面を読み上げたいと思いますが、「経営体の育成、地産地消の推進、都市との交流（ツーリズム）など、新市における農林水産業の振興に寄与する計画的かつ効果的な事業や、生産者等の取組みに対し支援を行います」ということを表記しております。

もう1点、観光地づくりのための重点事業、これにつきましても、県のほうで今観光地づくりのいろいろな計画メニューもございまして、これも、今実際、佐世保市のほうで実施計画をつくってやっている既存事業を含めまして、これ等の分についても表記しております。ひとまず読み上げさせていただきます。「体験型観光メニューの開発、地域資源の魅力発信など、観光地づくり実施計画に基づき、重点的かつ計画的に実施される事業に対し支援を行います」ということで、一定こういったものにつきましては、県との事務レベル協議を終えまして、こういった表現で提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの企画調整部会の説明について、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 これは、県とはすり合わせ済みなのですね。もう一回確認をしておきたいと思えますけれども。

【企画調整部会長】 これは、県北のほうの窓口が今回の計画のところに来てございます。それとあわせて、県の部課とも連携をとりながら、今回、こういう記載で掲載するというので、すり合わせを行っております。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第5-2号「まちづくり計画（新市基本計画）の策定」について、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

②協議第25-2号

【朝長会長】 次に、協議第25-2号「一部事務組合・広域連合の取扱い（その2）」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 資料といたしましては、第5回会議次第、前回お配りしました会議次第の資料をお願いいたします。9ページでございます。協議第25-2号「一部事務組合・広域連合の取扱い（その2）」についてであります。資料はよろしゅうございましょうか。

この件につきましては、前回詳しくご説明をしておりますので、簡単にさせていただきます。鹿町・江迎給食衛生一部事務組合の取扱いについてであります。この組合につきましては、合併の前日をもって解散し、給食センターによる調理業務は、佐世保市に引き継ぐ。なお、塵芥焼却場の解体は組合解散までに完了するというので、10ページ、11ページをちょっと見ていただきたいと思います。この一部事務組合につきましては、一つが塵芥焼却場の解体に関する事務。それから、学校給食に関する事務ということで、2町共同で行っていらっしゃるということでございます。当然、佐世保市、江迎、鹿町と合併するのでありますので、構成団体が2町だけの江迎と鹿町町の一部事務組合となりますので、両町の法人格がなくなるために、解散をして佐世保市に引き継いで行うというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第25-2号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その2)」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

③協議第33号

【朝長会長】 次に、協議第33号「水道部会事業の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 13ページをお願いいたします。協議第33号「水道部会事業の取扱い」についてであります。この件につきましては、江迎町の公共下水道についての取扱いでございます。

一つ、下水道事業計画についてであります。江迎町の公共下水道事業を佐世保市に引き継ぎますという提案でございます。理由はそこに掲げておりますように、江迎町におきましては、平成9年度から公共下水道事業に着手をされておまして、主要施設はおおむね完成して、今、事業費ベースで進捗が約73%に達しておる状況でございます。今後、28年度までを計画を見込んで、町としては推進をされてきたわけでありましたが、この新市に引き継ぐという基本的な考え方のもとに進めていくというものでございます。

なお、佐世保市が事業主ということになりますと、補助制度が若干厳しくなる部分がございます。これは前回も説明したわけでございますが、合併特例がとれる間が、平成27年度まででございます。できるだけそれを目標にしながら、整備を進めていくということで事業を継続していくということで進めたいものでございます。詳しくは、14ページ、15ページに詳細を掲げておりますので、これは前回も説明しておりますので、省略させていただきますが、この下水道事業につきましては、佐世保市に引き継ぐということで提案するものでございます。よろしくご審議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第33号「水道部会事業の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

④協議第13号

【朝長会長】 次に、協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」についてを議題といたします。参考資料等の差替と当日資料の配付がございます。まず、その説明を求めたいと思います。また、会議次第で継続協議としてありますが、この部分についてもあわせて事務局からの説明を求めます。

【事務局】 それでは、今会長からございましたように、資料といたしましては、委員の皆様方には送ってございました差替資料、地域審議会・地区協議会についての参考資料、ページ数が20ページまでの分と、それから本日資料として差し上げました「資料2」、合併新法下における合併市町村の地域審議会等の設置状況。この二つをもとに、事務局のほうからはご説明をさせていただきます。

この地域審議会・地区協議会につきましては、前回第5回協議会の中で、私どものほうから、議論を深めていただくために、例といたしまして資料を差し上げました。それを今回は、前回ちょっと資料で不適切な部分もございましたので、一部内容を削除させていただき、決定していただいたというのがございましたので、その修正をして出したものが、本日の資料の11ページまででございます。したがって、その分が前回の資料と同じようなところなのですが、一部、この間の削除のご決定をいただきまして、修正をして差し上げたものでございます。

なお、第5回の協議会の際に、委員の皆様から何点かご指摘がございまして、その中で、当日お答えできなかったものにつきまして、本日、資料として追加資料を出しておりますのが、この差替資料の12ページ以降でございます。表紙に括弧して第5回合併協議会請求資料、一つが附属機関と任意機関の違い。他都市の地域審議会の設置状況ということで、資料をお示しいたしました。まず、そのことにつきまして、ご説明をさせていただきます。差替資料の12ページをお願いします。

広域委員の方から、そもそも附属機関と任意機関はどのように違うのかということでの質疑がございました。そのことにつきまして、ペーパーとして示したのが12ページでございまして、まず、附属機関、任意機関、それぞれ、設置根拠、役割、業務から答申などへの影響力というところまで整理しておりますけれども、まず、附属機関と任意機関の違いであります。一つが、大きく設置の根拠が、法律または条例に基づくものが附属機関でございます。任意機関は、その性格はございません。それから、上から4番目、議決の有無の欄であります。設置根拠が条例である場合は、議会の議決が必要でありますし、委員の身分につきましても、非常勤の特別職の公務員である。任意期間は、そのようなことはございません。それから、変更につきましても、議会の議決が必要となるのです。あと、その役割、業務等につきましては、その目的を規定する内容によって、そこはそう変わらないということでございます。したがって、附属機関は、住民の代表である議会の議決を経るということで、重みがあるということではないかと考えております。

次に、13ページをお願いいたします。これも、前回の議論の中で、1-3という項目がございましたけれども、他の市町村での合併の事例の中での地域審議会というのは、内容はどうなっているのかということで、ご指摘をいただきました。これにつきまして、簡単に触れたいと思いますけれども、実は、この13ページ以降の資料につきましては、平成18年度に私も佐世保市におきまして、地域審議会が地区協議会に移行するときに、地区協議会をどういった形で作ったのがいいのかというときに、ほかの市町村を調べたときの資料をそのままここに掲載させていただいております。したがって、いわゆる平成18年3月31日までということで、前の合併特例法の中での状況であるということで、ご理解いただきたいと思います。

この間に、合併の件数が582件ございまして、新市町村の数として、557市町村がありました。なお、この557市町村のうち、市の数といたしましては、398市ございました。557のうちに、地域審議会を設けている市町村数が221市町村ございました。この221のうち183が、市で設置されている地域審議会でございます。その183の内訳といたしまして、まず、設置期間がどれくらいの期間があるのかということについて、そこにお示しをいたしました。ウの、おおむね10年の地域審議会が158市ということは、圧倒的に多いというような、全国的な状況であります。これについては、地域審議会先ほどご協議をいただきました、まちづくり計画でございます。まちづくり計画は、おおむね10年程度の期間で定めるものでございまして、まちづくりの計画期間、地域審議会を設置するところが非常に多いということでの期間の設定が多いということでございます。あとは、それぞれの事情によって、また定めているところもあるというようなことでございます。

次に、14ページから最後の20ページまでですが、183の地域審議会を一つ一つ設置期間、定数が何人ぐらい、主な構成員、どういった構成になっているのですか、任期は何年ですかというのを一覧表にして調べております。さっと見てもらえば、大体どのような構成、何人いるかがわかると思うのですが、ちょっと簡単に整理して申し上げますと、まず、設置期間については先ほど述べたとおりでありますけれども、委員の定数の部分でございます。これは、一覧表で掲げておりますので、集計をしていなかったもので申しわけなかったんですが、15人以内というのが、この183件中106件、数えたらございました。58%を占めております。10人以内が29件、16%を占めております。それから20人以内が25件で14%。それから、それ以外というふうになっております。それから、主な構成員の欄であります。それぞれ、例えば一番上の部分につきましては、学識経験者、公募と書かれていたり、途中では公共的団体関係者、学識経験者で構成とか、それぞれございますけれども、大まかに区分いたしまして、これも、公共的団体、各界各層の代表とか、自治会等々を含めた公共的団体や、学識者や公募で主に構成されているというのが、数えてみたのですが130件、71%ございました。学識者と公募というものであるものが22件、12%。設置区域に住所を有する者と広く決めてあるものが、8件で4%でございます。それから議員と公共団体を合わせたような構成の中であるものが、6件の3%などとなっております。

ちょっとまた13ページを見ていただきたいと思います。この表で地域審議会を設けているのが221市町村で、新市町村の数が557と。実際に557の市町村のうち、地域審

議会を設けているのが221と。その中で、市で地域審議会を設置してあるのが183市と、約330ほど差があると。この差は何なのかなということを、ちょっとここで触れさせていただきたいと思います。

地域審議会を設置していないところが557から221を引きますと336、約60%が設置されていないという状況に、この資料としてなっておりますけれども、これは、次のことが考えられます。一つは、住民の皆様方の意思の反映ということで、議員の特例、在任特例あるいは定数特例を講じられているから、地域審議会を設置していないようなケース。それから、地域審議会以外の方法、例えば地域自治区とか、合併特例区とか、あるいは独自の組織等で講じられているケースも考えられます。それから、ケースは少ないと思いますけれども、議員の特例もとらず、地域審議会なども設置されないケースもあるということで、想定がされます。これが、今年地域審議会の設置の状況であります。これについては、本日お配りをしております、「資料2」をあわせてご説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、13ページ以降の資料につきましては、旧法、合併特例法の中での合併の状況としてとらえてみた資料でございます、「資料2」は、この合併新法の中で合併したところの状況でございます。合併新法の中での、この表に掲げておりますように、全部で32市町が新市としてでき上がっております。その中で、定数特例をとられたところが14件、在任特例をとられたところが8件、それから地域審議会を設置をされているというのが、設置期間、定数、主な構成員、任期の欄が書いてあるところがこれだけあります。その計の欄に書かれておりますように、地域審議会を設置した市町の数14市町ということで、その他の機関を設置したのが6市というような状況になっております。

それから、資料として出しておりませんで申しわけなかったんですが、前回の第5回協議会の論議の中で、もう一つ、長崎市の状況はどうだったのかということがございました。これにつきましては、長崎市は7町と平成17年1月と18年1月に合併をしておりますが、定数特例として2期の期間、19年5月2日までと23年5月2日まで、この期間、定数特例をとっています。その後は、旧長崎市の議員数に戻ると。地域審議会につきましても、7町に地域審議会を設置して、成立する前に町議会議員であった者が対象ということで、これは19年5月で終了されております。地域審議会の後には何も設置されておられません。そのような状況でございました。

以上が、前回の際に議論として出てまいりましたことにつきましての、事務局から追加資料として出した資料の説明でございます。

なお、今日は、先ほど会長からの発言にもございましたように、継続協議ということで、前回もう一度持ち帰って検討してまたこの場で議論をしましょうということになっておまして、今日引き続き、この場でご協議を続けていただきまして、一定の方向性が今後出てくるようであれば、次回の協議会等で決定的な方向になればよろしいのかなと考えられますので、よろしくご協議方お願いしたいと思います。

会長、事務局からは以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。この議題につきましては、前回の提案時にも委員の皆様いろいろご意見をいただいておりますが、ただいま事務局から説明がありましたように、今回の資料も参考にいただきながら、改めて関連なご意見を願います。

たいと思います。意見交換の中で一定の方向性を導き出しまして、委員の皆様にご賛同いただけるような提案につなげていきたいと考えておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、事務局の説明を含め、質問、ご質疑等をいただきたいと思います。この順番につきまして、一応、地域委員の皆様にも初めにお願いをしたいと思います。その後議員の方にもお願いをいたしまして、最後に広域委員の皆さん方にもお願いをすると、そういう整理の仕方をしたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、まず、地域委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。どうぞ、それぞれ江迎町、鹿町町、佐世保市、それぞれに、委員の皆様方からまずお願いいたします。

松田委員。

【江迎町松田委員】 江迎町の松田と申しますが、まず最初に、今説明がありました文書の件でお伺いをいたします。

審議会の設置状況ということで、主な構成員は、ほとんどが学識経験者、公募と書いてありますが、これは、前段階の資料があるんじゃないですか。というのは、例えば、この1点をちょっと調べてみますと、群馬県の前橋市、これを見ますと、議員が定数特例を使っているんですね。定数特例を使った後にこういうふうになっているという説明をしていただかないと、いかにもこれは議員が全部やめてこういう形になっていますよという資料に見えるんですが、その点はどうなっていますか。

【朝長会長】 どうぞ、事務局。

【事務局】 今回の件につきまして、事務局からご説明申し上げます。13ページの欄で、ちょっと私の説明が舌足らずであったことをおわびしたいと思います。557の市町村の中で、地域審議会を設置しているのが221と申し上げました。この557市町村の中で、市としては557中398市でございまして、そのうちの183市が地域審議会を設置しているというような状況でございまして、その398市の中で、その状況をちょっともう一回調べ直しましたので、それでご説明をさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

すみません、その状況を調べましてご報告をさせていただきます。まず、398市で、件数としては401件ございました。401件というのが、佐世保市みたいに何段階かに分かれて合併をするケースでございまして、最初のときには、例えば在任特例をとったけれども、2回目、次の合併のときには、例えば定数特例をとったとか、とらなかったとか、そういうものがございまして、そのような理解をお願いいたします。

398市、401件中、議員の定数特例をとられているのが401件中81件、20%でございました。それから議員の在任特例をとられておりますのが229件、57%でございました。議員の特例をとられていないのが91件の23%ということでございます。したがって、今、松田委員ご指摘のように、先ほど私、ちょっと説明したつもりであったんですが、住民の皆様方の意思の反映について、議会でそのような措置を講じているから、あえてつくらないこともありましょうし、両方持っていらっしゃるところもあります。旧法上の市における合併につきましては、定数特例が20%、在任特例が57%、特

例をとられていないのが23%という状況でございました。

この401件中、45%に当たります183件は、先ほどの13ページの資料のように、地域審議会が設置してあるところということでございます。なお、議員の特例も（在任もしくは定数特例もとりながら）、地域審議会の設置もあると、重複しているものが、これも調べましたら137件ございました。401件中137件でありますので、34%になります。

それから、議員の特例がとられておらず、地域審議会の設置だけがあるものが少しありまして49件、全体に占める割合が12%でございました。それから、議員の特例もなく、地域審議会の設置もないものが45件、11%というような状況でございます。

すみません、詳しく説明するとよかったですのですが、先ほど、総括的に説明申し上げまして申しわけございません。以上のような状況でございます。

【江迎町松田委員】 江迎町の松田です。今の説明で大体わかったんですが、この資料だけを見ると、いかにも現職の議員はもうやめてしまって、ほかの人がしたようなふうに資料が見えたもので確認をいたしました。今で確認はわかりましたが、私は、第5回に出席しておりませんで、大変申しわけなかったのですが、この大事な地域審議委員の件については、私たち一般から出ておりますが、一般から出ている方にぜひとも聞いてほしいことがございます。

と申しますのは、合併特例法で、合併後の地域住民の声を市政に反映させ、きめ細かな行政サービスの実現のため、合併関係市町村の区域をかぎとして、必要な区域に一定期間、地域審議委員を置くことができるようにされております。住民の意見、要望を市長に届ける大切な機関であることは言うまでもございません。主な役割は、新市建設計画の変更、執行状況については市長の諮問に応じ審議し、答申するようになっております。地域審議委員は、行政の仕組みや合併の経過に詳しい議会議員が望ましいと私は思います。

江迎町の場合、議会の選挙が21年の10月末に行われるように前回お話がございました。仮に22年の3月に合併を行った場合、通常4年間の任期が、選挙後5カ月で議員を失職することになります。その後、地域審議委員となるわけですが、特に、議会議員は、町の総合計画の内容を周知し、その上合併により、江迎町の場合、鹿町も一緒ですが、町長以下三役がいなくなる現状がございます。議員が審議委員になりますと、市と住民とのパイプ役となり、合併協定項目の実現に向けて年間を通じた活動をしなければなりません。特に、旧役場等の権限と予算、また2番目にはイベントの見直し、災害等への対応、3番目に各種単独補助事業の廃止、縮小、住民等の説明等が考えられます。そうしたときに、私たち一般から出てきて、審議委員になるということはなかなか難しいと思います。ぜひともこれは、議会の現職の議員が審議委員になってもらうべきだと私は考えております。

それと、せっかくの機会ですからもう一つつけ加えますが、実は、佐世保市の新聞に、12月16日、佐世保市の市議会の合併の調査特別委員から、もう決定事項ですか、これが出ております。合併の委員はどうすべきだという結論が出ておりますが、私は、今までの議員の働き方等を考えたとき、財源は、特例債で議会にかかっている費用の5カ年分は入ってくるのは間違いのないんじゃないかなと思います。その確認をいたしますが、5カ年分は入ってくるということは、例えば江迎町の議会の費用は、江迎の場合、3,000万円強かかっているということでございます。そうしますと、5カ年を特例債と認めると

いうことだったら、1億5,000万円は特例債として入ってくるんじゃないかなという気がいたします。このようなことを考えたとき、日額報酬でなく、月額報酬が妥当と考えております。どうか、一般から出ておられる委員の皆様方、ぜひ、議会議員の日ごろの活動を理解していただき、ご賛同をお願い申し上げるところでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 今の件でございますか。

【事務局】 今も確認ということでございましたので、5年の話が出ました。私のほうから補足をさせていただきますと、合併をする際には、合併算定替と申しまして、旧自治体があったままの状況で交付税を措置する。一つの市になりますと、スケールメリットが出てまいりますので、交付税が下がるケースがございます。したがって、それがいいほうを選択できるようになっておりまして、1市2町で合併をしたときの交付税と、もともと単独でずっと続いた場合の交付税、その差を5年間保証しましょう、その後、段階的に減らしていきましようという制度がございます。この中には、当然、それぞれ市と町が独立して存続する場合につきましては、当然、今ご説明にありましたような件につきましては、議員さんの報酬等につきましても算定の内訳に入りますから、その中で算入がなされるということになります。

以上でございます。

【朝長会長】 ちょっとここで、委員の皆さん方に論点の整理をしていきたいと思っておりますので、特に、これからご発言をいただく方には、大方の考え方ということで、例えば地域審議会のほうがいいのか、地区協議会の設置がいいのかという項目、これについてひとつお話をいただきたいと思えます。

それから委員の数ですね。数がどのくらいが適当なのかということ。それから委員の構成ですね。委員の人数とか、あるいは公募委員とか、あるいはその他、先ほど資料にもございましたように、それぞれ出たと思うんですが、その構成をどのような形でしていったほうがいいのかというようなご意見もいただければと思えます。

それから、報酬の形態について、月額か、日額か、どちらがいいのかということです。それから、年間の活動日数につきましては、これはまた、ここで協議するよりも、実際に動き始めてからということになると思えますので、今申し上げたようなところで、皆さん方のご意見をお伺いすることができればと思っておりますので、委員の皆様、それぞれご発言をいただきたいと思えます。

引き続き、地域委員の皆さん方からお願いいたします。

それでは、中村委員のほうからずっと、もしよろしければ。ご意見あらねければもういいですけども、特に、こういう今言ったようなところの観点からということでございましたら、お願いをしたいと思います。

【江迎町中村委員】 私、ちょっとバタバタしていて、全然見ていなかったものですから。

【朝長会長】 山口委員。

【江迎町山口委員】 江迎町の山口といいます。いずを出してもらってすみませんが、先ほどから審議会云々というのが上がっているんですけども、先ほど松田委員からもおっしゃいましたけれども、まず資料を見たらやはり、町議会の議員さんの残りというのは

少ないのかなという気がしますし、今日配付の資料2で出たのも、地域審議会の設置がないというのがほとんど出たものですから、まず、佐世保市のほうで、新聞をあれこれちょっと見た分があるんですけれども、まず、佐世保市の意向としてどうなのかなというのを、この場を出していただきたいというのが一つあります。我々江迎町の一般住民からとしてみれば、やはり今まで選挙をして議員として、我々が代表として選んだ方々に、やはりパイプ役ということで残っていただいてきちっと住民側からの不安な気持ち、いろいろな相談事のパイプ役を、きちんと受けとめて、特に議会に、審議会のほうに、主張なりいろいろな意見を申し述べていくというふうな役割をきちっと、今、議員さんのほうも、町議会のほうできちんと役割をしていただいているんですけれども、佐世保のほうに大きくなったら大きくなつたで、やはり不安なことがたくさんあるかと思うものですから、これ以上に議員さんに頑張っていたきたいという願いがありますので、私全く個人の意見としましては、議員さんを入れていただいて、そして、やはり今の地域審議委員の、町議の方の9人はそのまま残っていただいて、頑張っていただけたらと思いますし、報酬の件もありますが、日額で日当制というのも考えはしましたけれども、お金のために働くということじゃないと思いますので、議員さんもですね。だから、きちっとした月収というのをいただければ、いつでも常時、皆さんの声となり、それから皆さんの手となり足となり頑張っていただけるんじゃないかと思いますので、私は地域審議会を設置していただけたらなと思っております。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。

小川委員。

【江迎町小川委員】 江迎町の小川です。せんだって、鹿町の会合に私は発言をさせていただきますして、審議会の設置をやりたいと申し上げておりました。

ところで、先ほど松田委員から発言がございまして、せんだっての長崎新聞に佐世保市の方向が載っておりますして、まあ、この会議の前にくぎを刺したなと私は思っておりますけれども、やはり私は、地域審議委員というものの構成は、今、山口委員も申しあげましたし、松田委員も申しあげましたが、やはり、地域審議委員の構成は今の議員を充てていただきたい。うち9名おりますけれども、この人たちを、やはり選挙までの何カ月間ありますけれども、そのときに、やはり地域の皆さん方のパイプ役というか、物言う場を設けてもらわないといけないなと思っております。

それから、先ほど議長から言われましたように、報酬等については、私は方法を考えて、話し合いをして定めていく、いわゆる月収ということでやっていただきたい。それはどうということかといえば、やはり、自分が月収をもらっているという感覚の中に、地域の皆さん方の声を収集して、その審議に臨むだろうと。また、臨んでもらわなければならない。また、住民の皆さん方からも、ハッパをかけるところの手にもなるんじゃないかという考え方で、月収という考え方をさせていただきたいと思っております。

私は、協議会ということについては、なかなか日当では、どうしても力強いものになっていかないんじゃないかと思っております。過去を見ていうと、吉井、世知原等々の地域審議委員もいらっしやいましたけれども、ここの話を聞きますと、あったほうがいい、やはり通じるところは通じるんだというのもございます。案外、町民の皆さん方からは、

協議会でいいんじゃないかという声もあることは間違いないんです。けども、この道を通ってきた私の立場から言わせていただくなれば、やはり地域審議委員は今の議員の構成の中で進めていただくことが妥当ではないかと、私は率直に申し上げてこういう考え方をいたしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、佐世保市のほうに入りたいと思いますが、深江委員、お願ひいたします。

【佐世保市深江委員】 佐世保市の深江です。前回のときも私は発言したと思いますが、一応流れ的には審議会、それから協議会のほうに流れを持っていったほうが、住民の方も安心されるし、また任期を定めて審議会を進めれば、次にバトンタッチするときにその方たちが、今度は協議会委員のほうにバトンタッチがスムーズにいくんじゃないかと思っております。

任期を定めれば、構成人数のほうは、現在の議員さんでも妥当じゃないかと思っております。ただ、佐世保市の行政の方も、大変すばらしい方ばかりいらっしゃいますので、今までの、過去の4町の学習能力、学習効果というのがおそらく出てくるだろうと思っておりますので、報酬の面は、月額よりも日額のほうが妥当じゃないかと考えています。それは私の今までの経験もありますし、また、これから先のことを考えれば、これは、今手を打つ機会じゃなかろうかなと思っております。

意見としては以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、中尾委員、お願ひいたします。

【佐世保市中尾委員】 私も勉強不足でよくわかりませんが、深江委員あたりのおっしゃるように、私たちもそういうほうでいいんじゃないかと思っております。

【朝長会長】 ありがとうございます。井村委員。

【佐世保市井村委員】 私も、深江委員がおっしゃったように、もしそれがそうなれば、やっぱり審議会から協議会へのほうへの移行というのが望ましいのかなと思っております。

報酬等、その細部については、ちょっと私はまだ勉強不足なので、ここでの発言は控えさせていただきますと思っております。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、鹿町町のほうに入りたいと思いますが、諸藤委員、お願ひいたします。

【鹿町町諸藤委員】 鹿町町の諸藤でございます。

私も地域審議会は置いていただいたほうがいいと思っております。大体、鹿町の委員さんたちの考え方は、1-3の委員構成でということでしたけれども、私個人の意見としては、1-3というのは、うち町議会議員一、二名参加としてありますが、この町議会議員一、二名というのは抜きにして、町議会議員さんと合併地域の団体の代表者で構成するというような内容にさせていただいて、人数を15名かもっと増やしてもらおうか、そんな内容にさせていただいたらいいなと思っております。

日額報酬でしていただきたいと思っております。といいますのは、住民の方の声として、やっぱり日額のほうが妥当じゃないだろうかと思っております。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。前田委員、お願ひいたします。

【鹿町町前田委員】 前田です。

前日も意見を申しましたが、今、諸藤さんが言われましたように、一応平成22年の3月まで地域審議会、その後地区協議会ということで、まずはお願いしたいなということです。

報酬につきましては、いろいろ考えたところでございますが、今いろいろな人の意見を聞いてみますと、やはり日当という形、費用弁償ですか、そういった形のほうがいいのじゃないかなと思っております。

そして構成につきましては、やはり町会議員さんも含めたところで半数、それに近い中で、あといろいろな形で公募なり各界代表と一緒にしたほうが、より意見のほうが集約できるのではないかと思います。やはり議会は議会で、それなりに町のことについていろいろ考えてやっておられるところでありましようけれども、しかし、我々一般の民間人の声も、これは大事にしなければいけないという中で、やはりそういった両方の意見を集約させた形の中で、そういった地域の反映されるような構成員がいいのじゃないかと思います。

それからもう一つは、先ほど特例債等いろいろございましたけれども、このまちづくりの計画の中に予算が、ちょっと30何年までの予算が計画されておりましたけれども、平成28年ぐらいからもう大分少なくなって、マイナスになってくるというようなこともありましたので、やはり我々につきましては、最初から合併したときに、そういった特例債とかいろいろ出てきますけれども、最初から節約するといいますか、その辺のところについてはやはり一つ一つ、将来非常に厳しくなる財政ですから、当初からそういった形の中で臨みながら、こういった地域審議会の皆さん方で、各住民方にそういったことを徹底してってもらえるような地域審議会というものがいいと思います。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。では熊谷委員お願いします。

【鹿町町熊谷委員】 熊谷です。

私も、先ほどの前田委員と似たような意見ですけれども、まず設置は必要だ。これはもう、地域住民とすれば、地域の声が新しい市に届くかどうか。そこが一番不安ではないだろうかというのがあります。だからパイプ役として、審議会なり協議会なりが必要じゃないだろうかと思えます。

次に、私が自営業者の方だとか、県関係者の方とかに会う機会がありましたので、そこでいろいろと意見を聞いてみました。そうしたら、まず、鹿町の場合、農業や漁業が非常に今難しい状況にある。それから商業、これも非常に困っておると。本当に自営業者の方なんか、非常に困っている状況だと。その中に、そういった方の生の声を届けるためには、そういう方の代表の方だとか、それから地域全体を見渡すのに一番よくわかるのが地区長だと。だから、そういう方もひとつ入れたらどうだろうか。それから、本当に声を通すためには、まず一般の方は、物を申すのが非常に下手だと。だから、議員さんたちも行って一緒にやってもらったほうがいいんじゃないかと、議員の方も入ってもらったほうがいいんじゃないかと。そうしますと、かなり人数が増えると思うんですけれども、やはり、生の声を通すからには、ある程度必要な人数ではないだろうか。少なくとも1町に8人として、やっぱりかなりの人数になるんじゃないだろうかと考えられます。だから、そこは今の協議で話し合っただけだと。

それから、報酬ですね。これは地域の方々にいろいろ話を聞きましたし、それからもう合併が済んだところの新市に入った方々に聞いてみましたけれども、これは議員さんたちを目の前にして申しわけないんですが、やはり、一旦議員をやめたんだから、それと同じ額をもらうのはどうだろうかというような不信感を持ったような声が聞こえてくるんですね。それから、もう一つは、早くよき佐世保市民になるためには、早く佐世保市のやり方一本でいけるようになったほうがいいんじゃないかという意見もあるんです。だから、審議会も要らんという方もいたんですが、やっぱり周りの人の話では、やはりそれはないと、おれたちは心配だぞという話もありました。やはり私としては、審議会があったほうがいい。

それから、審議会が進めば、大体、今までの情報を見ますとほとんど2年が任期ですね。最初の2年ぐらいは審議会で、あとは協議会という形で進めていったほうがやわらかくいけるんじゃないだろうかというのが私の考えです。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいま地域委員の方々からそれぞれご意見をいただきましたが、地域委員の方で、違った発言をされる方はいらっしゃいませんでしょうか。

いらっしゃらなければ、議員さんのほうに移りたいと思いますが。

それでは、まず鹿町町の議員さんのほうからお願いをしたいと思います。

【鹿町町森田委員】 鹿町町の森田です。

この参考資料がちょっとおかしいなと私も思いました。松田委員さんの言われるとおり、ちょっとおかしいんじゃないかと。私どもが今協議しているのは、合併してから佐世保市の市会議員の選挙までブランクがあるから、そこをどうしようかということで協議していると思います。ここを定数特例にするか、在任特例にするか、失職して地域審議会にするか、地区協議会にするか、そういうことを話し合っていると思います。この資料を見ますと、市会議員の選挙の後の、今どうしているかという資料ですよ。そういう意味では、全然我々の意図した資料にはなっていないような気がするわけです。どうですかね。

それで、この資料としては、ちょっとおかしくて、実際に、やっぱり資料を出してもらえば、一応対等合併と編入合併は大分違うわけですね。それだから、私たちのように、編入合併したところの参考資料を出してもらいたいと、私は思っております。編入合併したところの合併、それから市会議員の選挙までの間のブランクですね。これをどうしたかという資料が私たちは欲しいなと思いました。

地域審議会についてのことは、議長がちょっとまとめておると思いますのでお願いいたします。

【朝長会長】 ちょっと待ってくださいね。

今の、合併してから次の市会議員選挙までの間の1年間ですか、この期間のことをおっしゃっているようなんですけれども、その資料は何かあるんですか。

【事務局】 その件でございますが、すみません、その資料は持ち合わせておりませんので、ちょっと調べないとわかりません。

以上でございます。

【朝長会長】 それは次までに調べられますか。

【事務局】 1月の協議会のときにですか。

【朝長会長】 編入合併のときですね。そういうことですよ。編入合併のときの1年なり2年なり、次の選挙までの間をどうつなぐかということのお話ですから。

【事務局】 はい。それは全部、旧法と新法の両方ということで理解したらよろしいんでしょうか。新法だけでよろしいのかは。

【鹿町町森田委員】 できたら、両方お願いいたします。

【事務局】 両方、はい。

【朝長会長】 それは調べ次第、それぞれ委員さんに送付するということができますか。

【事務局】 それぞれにお送りいたします。わかりました。

【朝長会長】 できるだけ早くお渡ししたほうがいいと思います。

【事務局】 お送りするという方向でよろしゅうございましょうか。

【朝長会長】 そのほうが、できれば資料だけ。必要ですからね。

【事務局】 わかりました。

【朝長会長】 それでは、山村委員、お願いいたします。

【鹿町町山村委員】 鹿町町の山村でございます。

先ほどから、審議会は必要だと私も思うわけでございますけれども、議員がそのまま継続というのはどうかなというところは、はっきり私も疑問に思っております。それで、いろいろ私たちの議会の中でもお話をいたしましたところ、まず住民の理解のできるような話がまとまっていくのが合併協ではなかろうかと私も思うわけでございます。議員さんが今後、全員というのは、鹿町はどうかと私は思っております。できれば、町民の意見を反映しながら、また議員さんを2名、3名を置いて、あとやはり代表のほうが出ていただければ幸いではないかと私は思っております。

それと、報酬につきましては、やはり日当でいいんじゃないかと私は思っております。今後、鹿町の住民の理解を得るような合併の進め方をしていきたいと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。では、宮田委員、お願いします。

【鹿町町宮田委員】 鹿町町の宮田でございます。

ただいま、私どもの森田委員のほうからもご発言がありましたけれども、ひとまず、前回いただいた資料をもとにして、話し合いを本町議会でしてまいりました。

12月12日に全員協議会を開きまして、この件についてどう取扱うかということをお話をさせていただきました。とりあえず、まず、そのときに私どもがまとめたものをご説明いたします。

合併と同時に特例措置法をとらないわけですから、地域審議会を設置してほしいということが一つです。その構成メンバーについては、町議会議員さん全員とプラス民間から5名ほど加わっていただいて、当町の議員は8名でございますので、そうしますと合計が13名、その程度の構成メンバーにしていきたいと。ただし、議員については、辞退も可能であると。自分はいいですよということで辞退することが可能だということ。そして、次に民間の委員については、ぜひ一般公募をお願いをしたいと。特に、私どものように5,300という小さな人口になりますと、どうしてもどういったのか、充て職というのが結構多くなりまして、いろいろな会合に行ったら、いつも顔ぶれが一緒でというふうになっ

てしまうと。そうなっては、本当の意味で、これから新しく佐世保市として出発しようとするときのまちづくりに、なかなかそぐわないことにならないかと。ですから、ぜひ、充て職ということにならないように、一般公募をお願いしたいと。この点は強くお願いしたいとおっしゃる議員もおられました。

それから次に、費用弁償については日当制でということ。

そして、次に、開催回数については、上限を設けないと。いわゆる限定しないと。つまり、どの程度の回数が必要になるか現時点でわからないからであると。それは、一つには、前回の資料の中で、地域審議会を大きく三つに分けて、1-1から1-3まであったと思いますが、我々の今の考えでいくと、大体1-3に近い形になるんですけども、1-3は、議員を一、二名と書いてありましたから、1-3ともちょっと違う、いわば1-4という形で考えていただきたいんですが、1-3の中に、開催回数は月に一、二回と書いてある。だから、1-2ですよとか1-3ですよと言ってしまうと、それに縛られてしまうので、そういうことではなくて、開催回数については、例えば、先に1市4町合併なされた中では、1年間に80回ぐらい開催されたということの実際の活動記録もあるようですので、1-3のように、月一、二回と限定されて、果たして足りるかどうかということになってくるので、回数については限定をしないでいただきたいと。そういう意味で、1-4という形で考えてほしいというのが、そのときの私ども議会としてまとめた意見でございます。

ただ、今森田委員のほうからもご指摘がありましたとおり、私どもは前回の資料をもとにして話し合ってきたわけです。それは、合併と同時にどうなったかということとは違う資料をもとに話し合ってきたこととなります。ですから、もう一度、再度今日資料も新しくいただいておりますし、また新しい資料を再度つくって送っていただけるとい、今ご説明もございましたので、再度、私どもは話し合いをしてまいりたいと思っております。

その中に、資料をつくっていただくとするれば、編入合併か対等合併かという違い、これは非常に大きいと思いますので、その区別も調べていただきたいと思っておりますし、それから合併の時期と、委員の在任期間ですね。次の選挙までどれぐらいあったのか。それによってもやっぱり大きく取扱いは違うと思いますので、その点についても、お調べになるのは大変だと思うんですけども、私どもも、そういう適切な資料に基づいて、正しい常識的な判断ができるためにも、ぜひ、そのところの資料をお願いしたいと思っております。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは佐世保市からいきますか、江迎町からいきますか。では、佐世保市からお願いします。

【佐世保市松尾委員】 佐世保市の松尾です。

私どもは、委員長、副委員長とおりますので、私は3人を代表して発言させていただきたいと思っております。

まず、実は江迎町の小川委員から、新聞紙上にて佐世保市が先手を打ったなという表現をされましたけれども、大変不愉快なものでした。というのは、私たちはこの合併協議会のために特別委員会で協議をしているわけです。それを報道の皆さん方、放送局の皆さん方が記事にさせていただいた話であって、私たちは別に先手を打ったとかいう表現の仕方はやめてほしいというふうに思っております。

それでは、3人を代表して、佐世保市議会の考え方をお話ししたいと思います。

町議員さんが失職されたら、町議員の皆さんの意見等を酌み上げるために、平成23年の4月の統一地方選挙、私どもから言いますと市議会議員選挙、それまでは地域審議会を設置するという考え方です。その後、まちづくり計画期間が終了する平成29年度までは、任意機関であります地区協議会を設置してはどうかという考え方です。

また、構成メンバーにしましては、各種団体の代表者や、町議さんなどで構成し、その構成比率及び人数については、両地区において検討していただきたいという考え方です。また、開催回数につきましては、各地域審議会並びに地区協議会にお任せしたいというふうに考えております。

なお、委員の報酬につきましては、活動に応じた日額報酬を支給するという事で、私ども議会としては出ささせていただきたいという事であります。

以上であります。

【朝長会長】 補足がございましたら、お願いします。

【佐世保市久池井委員】 今、松尾議長からお話のとおりでございます。ただ、構成メンバーについてですけれども、当然、合併と同時に町議の皆さんが失職となられるわけですから、議会経験者が若干名必要であると我々も考えておりますし、そこはやはり、新市としての一体性を進める上では、住民意識をやっぴり高めなければいけないと、住民の皆さんの意識を高めないといけないということであれば、やはり当然、地域の各種団体等、それから一般公募を含めて選出をしたほうが、本当によい地域審議会というものができんじゃないかなということで、そういうふうに佐世保市議会としては進めていきたいなと意見を持っているということですね。

それから、審議会の回数の話がございましたけれども、これも、我々議会としても、そういった、宮田議長さんからお話のあったように、回数は制限しないと。ただ、規約がきちっとできますので、その中で必要に応じて審議会を開催をするとかいう切り方の中で、やはり、必要な限り市議会は進めていくんだという考え方は、進めるべきだと我々も考えています。

それから、報酬の件で一つ申し上げたいんですけれども、特例債の算定替の交付税のことだけとらえてお話になりましたけれども、まちづくり計画の中で、財政計画をきちんと立ててやっております。この中では、歳出の中で、特別職、それから議員さん、そういった失職ですよという形の中で財政計画をつくってやっておると。だから、一時期のことだけじゃなくて、やはり長い目で合併の効果を考えていくということであれば、報酬というのはどうなのかなという観点から、やはり報酬は日額で、ぜひお願いをしたいなということで取りまとめをしたということでございます。

これで合併をすれば、行財政改革にすぐかかっていかないといけない。いろいろな改革をやって、緊縮削減をやっていかないと、財政計画を見てこられたらわかりますけれども、毎年、5億円から3億円から4億円という歳出を生み出す、赤字みたいなことになるわけですね。それはやはり、しっかり再建をしていくためには、切り詰めるものは切り詰めていく。行財政改革はしてという形の中で、やはり財政計画で取り組んでいるような、特別職の皆さん、それから町議の皆さんにはまことに申しわけございませんけれども、日額報酬という形での参加をしていただければなという考え方で、そういう佐世保市議会の案を

つくったということで、ご理解をいただきたいと思います。

【朝長会長】 よろしいですか。それでは、江迎町議会の議長さん、お願いします。

【江迎町安富委員】 江迎町の安富でございますけれども、私たちの身分の問題でございますので、もうあまり意見するのはどうかと思うんですけれども、とりあえず江迎町といたしましては、地域審議会を設置いたしまして、議員全員がそれに残るということで、議会で結論を見ておるわけございまして、この月額報酬につきましては、一応検討していただくということを議会で決めております。

とりあえず、いろいろな意見が出ておりますけれども、江迎町としては、合併協議会の中でお話をいたしまして、先ほど松田委員、あるいは山口委員、あるいは小川委員が、いかに議員が必要かということで話があったところでございます。もう一つ、私からつけ加えて言わせてもらえますならば、既に吉井、世知原、小佐々、宇久は何年か前に合併しているわけですね。そのときには、こういったことで、この資料からいきますと1-1という資料で進んでいっているわけですね。この合併が、私が考えるところ、10年ぐらい昔にあって、それから10年ぐらい経過した、もろもろ世の中が変わったから、こういった事情が変わって、だからこういったことをしましょうというように、話し合いをなさるなら結構でございますが、わずか1年か2年のことで、こうして江迎町、鹿町町になったら、これは議員の差別といいますかね。これはおかしいと思いますよ。

今、日本で、都市と地方の格差がっておりますけれども、まさしく我々議員は侮辱といえますか、江迎町と鹿町町の議員は出せないから、お前たち引っ込んでいろというふうな、もしかしたら提案になる可能性が十分にある。私はそう考えますね。

ですから、ぜひとも、そういったことで、吉井、世知原のように、全員を残してもらって、先ほどからお話っておりますようにね。しかも要するに、先ほど話がありましたように、我々は10月に選挙して、5カ月しかないわけですよ。それからまた地域審議委員とかになったら、本当、よったりべったりで、私は選挙に出ませんよという人が発生するかもわからないからね。そういったことでございますので、私はぜひとも、一般人と議員というのは、やはりこれまでの経験からいまして、地域の声をいかに反映していけるかというのは、やはり議員のほうが格段に上であるという自覚を持っておりますので、そういうことで、ぜひとも今言いますように、9名の議員で地域審議会をとということで思っておるところです。よろしくお願いします。

【朝長会長】 どうぞ。

【江迎町林委員】 林でございますけれども、江迎町議会というのは、先ほど議長が申しましたように意見が一致しております。ひとつ、皆様方のご理解をいただきたいと思っております。

【朝長会長】 よろしいですか。それでは、議員さんの中で追加意見はございませんか。ございませんでしたら、広域委員ということでお願いしたいと思います。

嬉野委員、お願いします。

【広域 嬉野委員】 広域委員の嬉野でございます。

今、各地域委員さん、それから議員の皆さん、またご意見を拝聴させていただきました。

その前に、私は前回の合併協議会の中で、当局の説明があった後、六つの選択があって、全く協議会、審議会を設置しなくてもいいと、そういう選択肢もあるんじゃないかと、私

はそういう発言をいたしました。それは、あのときはあまり申し上げませんでした。実は、私もいろいろな、皆様方との意見を聞く機会がたくさんございます。そのときに言われるのが、やっぱり従来の旧4町であったこと、それを踏まえて、もう今回はいいんじゃないかと、そういう意見も多々あったものですから、私はそういう発言をさせていただきました。

そして、もともと私自身も、前回の合併と今回の合併、これはおのずと背景がずっと違っていると思うんですね。合併に至る経過を考えてみても違います。そしてまた、財政の問題を考えてみましても、平成17年3月までの合併特例法と、今回、平成17年、この辺からですか、合併新法、これの支援措置を見た場合にかなり厳しくなっていると。そういう観点も踏まえまして、そういう発言をいたしました。そしてまた、今日のこの資料の説明の中でも、合併新法下、いわゆる従来と違う、今度新しい法律のもとで、地域審議会の設置はどうかと、こういう資料を見ましても、かなり32市のうちでも、地域審議会を設置したのが14、その他の機関を設置したのが6ですか。それで、地域審議会を設置なしは12件あるわけですね。こういうことも踏まえれば、やはり今回の合併というものがいろいろな面で従来とは違う方向で合併を行うんだと、そういう姿勢のあらわれが出ておると思うんですね。そういうことをまず申し上げておきたいと思います。

それと、本来の、今日の議題でございますが、地域審議会を設置するかどうか。そういうふうなことを含めて、ちょっと意見を述べさせていただきます。

今のを聞いておまして、確かに地域住民の声を反映させるためには、地域審議会の設置が必要だろうと、大方の皆さんが、そういう発言でございますので、私も今日の時点では、まあそれもやむを得ないかなと、地域審議会を設置するのはいささかやっぱり必要だろうと、そういうふうに今は感じております。

それであと、その構成をどうするのか、委員の報酬をどうするのか、数をどうするのか、こういった点が今議論になっておりますが、私は、まず構成から言いますと、やっぱり各界、各層の代表者と、それに議員が二、三名これに加わって、委員の構成数としては10名ぐらいがいいんじゃないかなと、思っております。

それから、地域審議会をいつまで設置するのかというのは、佐世保市議会の選挙は、次は平成23年の7月ですから、当然、佐世保市議会議員の選挙のあるまで地域審議会を設置すると、そういうことですね。それから、その後につきましては、まちづくり計画期間が平成29年度までですね。その期間までは、地域審議会がそのまま地区協議会に移行することになるんじゃないかなと、そういうふうな感じを持っております。

それから、報酬の件ですが、これは、やっぱりいろいろな住民の理解が得られなくてはいけませんので、今回の合併は非常に厳しいということを思っておかなくちゃいけませんので、これはもう日額と、費用弁償にすると、そういう感じが私は今思っております。

ただ、今日初めてわかったんですけれども、江迎町さんの選挙が平成21年10月というのを今日初めて、勉強不足で申しわけなかったんですが、そのときに選挙があつて、その後すぐ失職して、その後どうなるかと、そういうことをちょっと改めて今、私の頭の中になかったことが今ありまして、ちょっとそこら辺のことをもう一回ちょっとよく考えてみないといけないなという感じを持っております。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。

では、伊達木先生。

【広域 伊達木委員】 伊達木でございます。

私も、新しく合併される江迎町あるいは鹿町町の住民の方が、新しい佐世保市をつくっていくことに参画していかれるということから、地域審議会を設置をされるということについては、そのほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

ただ、設置の期間とか、それから構成メンバーをどうするかといったようなこと、あるいは構成員の数ですね。それをどうするかということについては、審議会を設置する趣旨が、どういうことでやるのかと深くかかわってくると思います。もし、先ほど私が言いましたように、審議会が新しく合併された町の方たちが、従来の佐世保市の住民の方と一緒に、新しい市をつくっていく。そういう行政に参加をしていかれるという趣旨で審議会が設置されるのであれば、設置の期間あるいは構成メンバーもそういう考え方が反映できるようなものであるべきなんじゃないかと思えます。

旧町の議員さん方が、自分たちが地域の住民の方の意見を吸い上げてきている、吸い上げる力を持っている。かつまた、選挙で選ばれているという自負を持っておられることについては、私もよく理解できます。ただ、そういう議員さん方の、職を失われるということの対応措置として、こういう審議会が設けられるということになると、なかなか理解が得にくいんじゃないかなという気がいたします。したがって、審議会に、議会の議員さんたちが関与していかれるということについては全く異論がありませんけれども、構成メンバーをどうするかということは、議員さん方の残任期間の問題とか、そういうこととは切り離して、やっぱり審議会が設置をされる趣旨を踏まえた構成にすべきなんじゃないかなという気がいたします。

ですから、できるだけ幅広く、地域の住民の方の意見なり考えが、新しい審議の構成に反映されていけるような、あるいはそういう方たちが参画していけるような構成を考えたほうがいいんじゃないかなという気がいたします。また、設置の期間についても、どれぐらいの期間が必要なのかということについては、私は、今明確な期間についてのアイデアを持っておりませんが、そういう趣旨に従って決めていくべきではないかという気がいたします。

それから、そういう意味では、もちろんそれぞれの合併される町の審議会については、その町の住民の方が中心にならるべきだと思いますけれども、同時に一つの新しい佐世保市という市をどういうふうにつくっていくかということを経験していかれるわけですから、若干、従来の佐世保市の住民の方も一緒に参加される形がいいのではないかなという気がいたします。

それから、報酬の問題については、ほかの佐世保市の附属機関の報酬のあり方と同じにしないと、なかなか説明がしにくいんじゃないかなという気がいたします。私は、佐世保市の附属機関の報酬のあり方はどういうことになっているのかよくわかりませんが、一般的な議会では、やっぱり活動された、実際に審議会に参画された時間によって報酬が支払われるというのが理解しやすいんじゃないかなという気がいたします。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。

では、東雲委員、お願いします。

【広域 東雲委員】 まず、地域審議会の設置につきましては、ほかの皆さんと同じように必要だというふうに思っております。

ただ、期間といいますか、地域審議会と地区協議会の形はあえて変える必要はないのではないかなど。一貫性を持つために、まちづくりの期間の間は地域審議会ということで通すということと、これは、構成メンバーあるいは報酬等にもかかわりますけれども、構成メンバーにつきましては、幅広い地域の方、主に町議さんですね。参画意向のあられる町議さんを含めて、地域の方を中心に。ですから、この例にありますけれども、9人、8人以上ですね。幅広く集めていいのかなという気がします。

ただ報酬につきましては、全国の事例もあろうかと思うんですが、月額報酬という考え方は、当社の会長もおっしゃいましたけれども、非常に佐世保地域経済というものが冷えていまして、景気なども急直下という状況で、非常に悪い状況になっています。ですから、先々税収の減少、活性化、あるいは活性化のためのいろいろな支出等が増加しているということになるかと思えます。そういう状況の中、報酬が、まだどういうやり方であるかわかりませんが、日額でやるのか、あるいは市民感情から見て、高額とは言えませんが、費用対効果としてあるのかというような、そうふうにみると、本来なら、それに対して活動に集中できるように月額制してくださいというのがベターなんでしょうけれども、この件では、皆さんからなかなか、住民の皆さんのご理解というのは得るのは難しいのかなという感じがいたします。

ですから、報酬というより、活動に対する費用ですね。まちづくりや市民協働といった、そういった取り組みに対して活動費用に対してと、できないことについては、例えば他の機関を使うとか、そういった活動費用を充実させるといったやり方のほうがよいのかなと思えます。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。どうぞ、お願いします。

【広域 河野委員】 市の福祉協議会の河野と申します。

ただいま、大勢の方のご意見を、ずっと頭を働かせながら伺っておりましたんですが、ここに二つ、何か私、見えてくるんですね。

一つは議員さん、町議員の方々の合併に対してのご勇断を含めて、ご苦労があった。そしてこの作業が今進んでいる、この現実と、その始末をつけること。それと、伊達木委員が今おっしゃった、新佐世保市をつくるためには、市民も一緒になって、その審議会をつくるべきじゃないかという、前向きと言えは語弊がありますけれども、これから先を見通して、審議会を有効に働かせるためには、そういう人選の仕方も一方に求められているような気もする。ですけれども、議員さん方も、両議長様の提起なされた分をもう100%理解できると思うんです。ですから、十分、議員さん、元の町議の方々の数的なものをいっぱい含めて、審議会の構成を考えていただく方向で。そして、お話が出て、急には結論に及ばないような気がだんだんしてまいりました。どうぞ、お時間かけてもここは、先を見通して間違いのない構成を。そして、十分お手当をなさっていただきたい。

そういうふうに、私は一般でございますから、行政の窓をあけたこともございませんで、どうぞ、至らない点をご理解を賜りながら、お聞き届けいただければ幸いです。

す。どうぞよろしく。

【朝長会長】 ありがとうございます。

高尾委員は、県の職員でいらっしゃいますけれども、微妙な感じもありますので、もし、お差し支えなければご発言をしていただきたいと思いますし、もし、保留するというのであれば、保留されても結構でございます。

【広域 高尾委員】 保留させていただきます。

【朝長会長】 わかりました。一応皆さん、それぞれご意見をいただいたんですが、あと、これだけは言うておきたいということがございましたら、追加発言をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 江迎町の松田です。

確認をいたします。私は、審議会は、統一選挙までというふうに理解しとったんですが、今の話だと、審議会はまだいつまでもできるという。また期間も決まっていないのですか。ちょっと確認したい。書類は全部そのように出ているみたいなんです。確認をいたします。

【朝長会長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 期間は、前佐世保市が合併をいたしました旧4町の場合は、地域審議会の期間として、佐世保市議会の任期の期間というふうに決めておりました。これは、その間、合併して、その間がそれぞれの地域の皆様を代表する議員が出ていらっしゃらない、そのときは議員の取扱いは失職になっておりましたので、その間、議員さんがいらっしゃらない状態になるということも、その地域から、推薦というのももちろんいらっしゃるんですけども、そういう中で、そのような決まり方をしたということでございまして、今回、この江迎町、鹿町町、佐世保市の協議の中では、今から決めていくことでございます。

【朝長会長】 はい、どうぞ。林委員。

【江迎町林委員】 すみません、事務局のほうにちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、地域審議会委員というのは、失職議員の救済策として設置されるのかどうか。まずお尋ねをしたいと思います。

それともう一つは、合併新法下における審議会等の設置状況資料2の中で、定数特例もとらず、在任特例もとらず、地域審議会もとらず、合併特例区もとらない市町があるかどうか、お尋ねをいたします。

【事務局】 1点目は、救済策ではございません。

2点目につきましては、数字は少のうございますが、ございます。全然とっていないところはございます。ただ、先ほど私ご説明申し上げましたが、ちょっとお待ちください、すみません。資料を探します。

議員の特例もとられておらず、地域審議会の設置もないものが45件の11%というふうに説明申し上げましたけれども、の中には、例えばほかの地域自治区でありますとか、ほか、自分たちで例えばまちづくり協議会なり、そんなのをつくったところもございまして、それを差し引かないといけませんので、それから下がりますが、今、ちょっときちっと集計しないと出てきませんので、それは後日、資料として差し上げたいと思います。ただ、その以下、幾分かはございます。ただ、今、何件というのを正確に申し上げられま

せんのぞ。

以上のことでお答えとしてお許しいただきたいと思います。

【江迎町林委員】 合併時に選挙があったところはどうですか。合併時選挙というのはないかもしれませんが、もし、ある場合もあるんですよね。ないんですかね。そういうことは考えられないんですか。

【事務局】 新設合併、対等合併の場合は、例えば市と町が一緒になって、その中で新しい議員さんを選ぶことになります。その場合は選挙になりますね。それが一つと。

定数特例をとった場合の、その地域の中で選挙をする必要がありますので、その場合は合併して何日か以内に選挙をするということになります。ただ、今林委員さんがおっしゃったのは、そういう質問の意味でございましょうか。違うんですよね、すみません。

【江迎町林委員】 そういうことはあり得ないですかね。統一選挙に向かって合併をするというのはあり得ないですか。

【朝長会長】 統一地方選挙と一緒にということは、多分、今のところはないでしょうね。選挙期間中というのが、4月の何日かということになりますので。多分ないと思いますね。

ほか。はい、どうぞ。

【鹿町町森田委員】 鹿町町の森田です。

この地域審議会は、市の選挙まででしょう。そのあとは協議会になるんでしょう。それはもう決まっているのではないですか。協議会になるのは。といいますのは、設置が吉井、小佐々、それは今は協議会になっているんですよ。そうすると、市会議員選挙の後、市で決めるわけですね。そうすると、地区協議会にすべてなるんじゃないですか。

【事務局】 先ほど、私、説明申し上げましたように、それをこの協議会の中で協議をしていながら決めていただくということになります。旧4町の場合、吉井、世知原、小佐々の場合につきましては、決定の仕方としてそのような決め方になったということでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ちょっと補足いたしますけれども、地域審議会までは決まっていたんです。その後、地区協議会をつくるということになったのはその後であります。私が市長になってからつくりました。

【鹿町町森田委員】 結局、地区協議会というのは、今条例か要綱かでつくってあるんですかね。

【事務局】 地区協議会は要綱で設置をいたしております。任意機関でございます。

【鹿町町森田委員】 結局、その要綱に江迎町、鹿町町も入ってくるんじゃないですか。当然、地区協議会のほうにならざるを得ないんじゃないですかね。

【事務局】 そういうことはございません。もし、その協議会の中で、地域審議会をつくるためには、それが当然先になりますので、そういうことはないと考えております。

【鹿町町森田委員】 私たちは、その後は地区協議会でもいいと思うんですよね。そういうことですけれども、ちょっとその点をはっきりしてもらいたいなと思ったものから。

以上です。

【朝長会長】 どうぞ。

【佐世保市深江委員】 地区協議会は、審議会の中で、それぞれの審議会がお願いしてつくっていただいた協議会です。ですから、例えば江迎町、鹿町町の審議会ができたときに、審議会が終了した後に、そういった機関をつくってもらうということで、私たちはお願いして、現在の地区協議会ができておりますので、もし要らないとなれば、それは審議会でも話し合っ、つくる必要はないと思うんです。

あくまでも、私たちは住民の意思を何とか市のほうに反映したかったものですから、地区協議会をお願いしてつくってもらったんです。そういう経緯があります。その辺は、ちょっと上から来たという感じではなくて、私たちがお願いしたという形なので、それはご理解をさせていただきたいと思います。

【朝長会長】 ほか、ございませんでしょうか。

宮田委員。

【鹿町町宮田委員】 すみません、私の場合、参考までにちょっと質問なんですけど、教えていただきたいんですが、今日いただいた資料の中で、地域審議会でもない、地区協議会でもない、独自の組織をつくっておられるということで、六つほど、地域自治区と合併特例区というのがあるということなんですけど、この中身について、ご存じでいらっしゃれば、どういうものか、地域審議会とか地区協議会とどのように違うのとか、その二つの団体はどのように違うものを設置されているのか。また何故そのようになっているのか、ご存じであれば教えていただきたいと思います。参考までに。

【朝長会長】 事務局、わかりますか。事務局長。

【事務局】 やはり地域住民の皆様方の意見の反映、あるいは意見の酌み上げをどのようにするかという、そういう視点の中で、先ほどの議会のご議論、それから地域審議会があるわけですが、これ以外に、今宮田委員がご質問なさいましたように、あと地域自治区、これは自治法に基づく一般制度でございますが、これは、一つの地域の中に全地域つくらないといけません。例えば、江迎地域、鹿町地域だけつくるということはできません。佐世保市内に、例えば全地域につくるのであれば、それができるといような制度が自治法に規定してある制度としてございます。

これは、基本は、住民自治の充実とか、地域住民の意見の集約、反映というのが目的でございます。そこでは、地域協議会という組織をつくって、その中でいろいろな審議、協議をしていって、進めていくというようなやり方がございます。

二つ目として、地域自治区の特例制度ということで、これは合併新法の第23条、第24条に基づきまして、合併地域住民の意見の反映として、この地域自治区をつくるという方法がございます。

それと、合併特例区というのがございまして、これは、この合併新法の中で、特例区をつくることができると、特別地方公共団体でつくることができるというような方法があります。

それと、全然そういうことによらない、任意の方法といたしまして、例えばまちづくり協議会というのがあって、その中で議論していくとか、そういうような方法もあるということでございます。

法律に基づいて行うのは、地域審議会、これは合併新法ですね。それから、地域自治区、

これは自治法。あと、地域自治区の特例法によるもの、それから合併新法が特例区に。このような仕組みがございます。

以上でございます。ただ、ちょっと補足させていただきますが、佐世保市、あるいは今の佐世保市、もともとの考え方、合併した経過の中で、いろいろな、例えば合併特例区をつくるというような話については、なかなか一体化が進まないんじゃないかと、編入合併の中でですね。だから、この議論はしてきておりませんで、主に地域審議会でやってきたということになります。

以上でございます。

【朝長会長】 宮田委員ありませんか。いいですか。

ほかにございませんでしょうか。ないようでしたら、ここで質疑をとどめたいと思います。貴重なご意見をいただきましたので、次回以降の提案に向けて、参考にさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

以上で、協議事項につきましては終了いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は4時15分からにさせていただきますと思います。では、よろしくお願いいたします。

(午後4時05分休憩)

(午後4時15分再開)

【朝長会長】 会議を再開いたします。

(3) 提案事項

⑤協議第23号

【朝長会長】 次に提案事項の今回提案、今回協議に入ります。

協議第23号「特別職の身分の取扱い」については、1市2町の長の協議に移し、その協議結果については合併協議会で協議して定めることとなっております。そこで、前回の協議会で佐世保市長として私のほうからご報告をさせていただいておりますので、今回協議会で協議していただくために改めて提案をさせていただきます。

それでは協議第23号「特別職の身分の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 第6回会議次第、44ページものがございますが、3ページをお願いいたします。3ページをお開きください。

協議第23号「特別職の身分の取扱い」についてであります。今、会長から発言がありましたとおり、前回の合併協議会におきまして、1市2町を代表して、市長から報告がなされました。その内容は、特段の措置はとらないことで合意をしたという旨の報告でございました。これを受けまして、今回、正式に提案するものがございますが、江迎町、鹿町町の常勤の特別職(教育長を含む)の身分の取扱いについては、合併の前日をもってその職を失うということでの提案でございます。これは、報告を受けたそのままの提案ということでございます。なお、この件につきましては、議会の議員の定数、任期の取扱いのときに協議していただきましたように、本日、この場で提案をさせていただきますので、この場でお決めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、それでは、協議第23号「特別職の身分の取扱い」について、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

⑥協議第25-3号

【朝長会長】 次に、提案事項の、今回提案、次回協議に入ります。

これから提案される案件は、本日の提案を聞いた上で、次回協議会で議論し、決定していくこととなります。本日は、専門部会、事務局の説明を聞いていただいて、不明な点やご意見などを出していただければと存じます。

今回は、会議次第にお示ししておりますよう、5件を提案しております。件数は少ないですが、内容的にボリュームがあるようございますので、1件ごとに進めたいと思います。

それでは、協議第25-3号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その3)」についてを議題といたします。環境部会の説明を求めます。

【環境部会長】 環境部会でございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の会議次第の5ページをよろしく申し上げます。

協議第25-3号でございます。「一部事務組合・広域連合の取扱い(その3)」についてでございますが、北松南部清掃一部事務組合、いわゆるし尿処理施設でございます。北松南部清掃一部事務組合につきましては、下のほうに記載しておりますとおり、構成町が江迎町、鹿町町、佐々町でございます。この一部事務組合と、それからし尿の処理の取扱いについて、下記のとおりご提案を申し上げるものでございます。

江迎町及び鹿町町分は、引き続き現在の北松南部浄化センターで処理を行うこととし、佐世保市として北松南部清掃一部事務組合に加入をするというものでございます。

理由でございます。佐世保市のし尿処理施設であるクリーンピュアとどろきの処理能力、300キロリットル/日量でございますが、実質的には、現在340キロリットルまで処理をいたしております。これに余力がないために、2町のし尿処理、これは日量28キロリットルでございますが、これは現在の北松南部浄化センターで処理を行いたいということでございます。

し尿収集世帯につきましては、佐世保市、それから鹿町町、江迎町、2町とも減少傾向にございます。2町分の処理につきましては、5年後をめどに、佐世保市の処理施設クリーンピュアとどろきで対応可能か、今後検討していきたいということで考えております。

次ページ、6ページをよろしく申し上げます。

参考のところに、5年後も可能となるというようなことで申し上げましたけれども、その計算の根拠を載せております。平成19年度の江迎町さんのし尿の収集量、これは処理量になるわけですから、実質4,699キロリットルでございますが、約4,500キロリットルということにいたしております。また、鹿町町におきましては、実質、平成19年

度5,584キロリットルでございますが、約5,500キロリットルということでございます。佐々町が、現在5,000キロリットルで、合計1万5,000キロリットルの年間の収集処理量でございます。

クリーンピュアとどろきでの処理につきましては、佐世保市及び3町とも、し尿等の収集量が年々減少にございまして、佐世保市の1年当たりの収集処理量が約3,000キロリットル程度の減少が見込まれます。そういうことから、19年度の3町分のし尿の収集量1万5,000キロリットルが、5年後の25年度から処理可能になるのではないかとということで考えております。

ただし、この時点で、北松南部清掃一部事務組合との存続について協議が必要になってくるのではないかと考えております。

続きまして処理経費でございますが、合併後は一部事務組合に対する各町の負担金を佐世保市が負担することになります。ただし、建設積立金200万円については、施設補修工事の内容によって今後変動することがございますし、建設積立金については、平成20年3月末で9,177万4,000円あるということでございます。一部事務組合に対する分担金は、平成20年度の当初予算は、江迎町さん、それから鹿町町さん、ここに記載してあるとおりでございますので、ご一読をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、8ページ、9ページに行政調書を、簡単にご説明申し上げますと、江迎町、それから鹿町町のところについて、3番に処理実績を掲げておりますが、先ほど申し上げたとおりでございます。

7番に、現施設は稼働から19年を経過し、機械設備及び電気計装設備等の老朽化が進行しているということで、平成21年度に維持補修工事を行うことと予定をされております。詳細については、これは別途関係市町で協議を行うということにされているようでございます。

それで、両町に係ってきます問題点、課題・問題点のところをごらんになっていただきたいと思います。この③のところと④のところで、事務組合が計画している補修工事については、5年程度の施設延命に適した維持補修工事を行う。④では今後、北松南部浄化センターの存続や、処理が終了したあとの施設解体、これは約1億5,000万円程度見込まれているということでございますが、これについて、一部事務組合の佐々町と組織を構成するということになりますので、その協議が必要になってくるのではないかとということで考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの環境部会からの説明について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございましたら、これぐらいで質疑をとどめ、次に移ります。

⑥協議第26-3号

【朝長会長】 次に協議第26-3号「使用料・手数料の取扱い(その3)」についてを議題といたします。

項目が3件ありますので、項目ごとに協議を進めたいと思います。

まず、1番目のし尿処理手数料については、環境部会の説明を求めます。

【環境部会長】 それでは、会議次第の11ページをお開きになっていただきたいと思います。協議第26-3号でございます。「使用料・手数料の取扱い（その3）」についてですが、「使用料・手数料の取扱い（その3）」について下記のとおりご提案をするものがございます。

使用料、手数料は住民負担に配慮しつつ、新市の速やかな一体性の確保のため、原則として佐世保市の制度に統一するものがございます。ただし、江迎町及び鹿町町の住民への影響が大きいものについては、経過措置を講ずるものとする。住民生活にかかわる主要な使用料、手数料の取扱いについては、別紙のとおりとする。その別紙は、次のページに記載をしております。

それで、環境部会のほうから、し尿処理手数料についてご説明を申し上げます。12ページをお開きになっていただきたいと思います。

まず、し尿処理手数料でございますが、調整方針でございます。一部事務組合の制度とする。ただし、佐世保市の施設で処理をしたとき、いわゆる回収をしたときからということでございますが、佐世保市の制度に合わせるということで考えております。

理由は、先ほどし尿処理のところでも申し上げましたとおり、佐世保市のし尿処理施設であるクリーンピュアとどろきの処理能力に余力がないために、北松南部浄化センターで処理を行うためということでございます。

現在参考のところに、し尿のくみ取り手数料を記載いたしておりますが、佐世保市は、旧吉井町、世知原町、小佐々町と合併をいたしておりますけれども、現在18リットル当たり160円になっております。これは宇久町を除く金額でございます。宇久町は今36リットル220円でございます。旧吉井町、世知原町、小佐々町につきましては合併前は110円でございます。これを合併後、平成19年の4月から140円、それから平成20年の4月から160円に改定をして現在に至っているところでございます。

なお、現在の江迎町、それから鹿町町さんにおかれましては、佐々町と共に一部事務組合の構成町ということの中で、110円から、ちょっと引き上げた年数は覚えておりませんが、18リットル当たり130円に改定をされているところでございます。

続きまして、13ページの行政調書をごらんになっていただきたいと思います。佐世保市のし尿処理手数料、①に旧市内、それから②に吉井、世知原、小佐々地区と書いてありますが、今ご説明したとおりの料金の体系でございます。今後の予定ということで、黒丸のところに書いてあります。平成21年4月に条例規定の廃止。これは、平成20年6月の佐世保市の議会でご承認をいただいております。21年の4月から、この上に書いてあります、し尿手数料の条例を全部廃止する予定にいたしております。現在、手数料の金額については定額制を廃止、それから料金検討委員会についてどう決めていくかというのを検討をいたしておるところでございます。

その下に参考ということで、1世帯当たりの平均負担の年額ということで記載しております。佐世保市の場合は、いわゆる18リットルの従量制で比較をさせていただいておりますが、月2,263円、年額で2万7,156円ということになっております。これを江迎町さんに当てはめると、米印のところの(1)でございますが、月に1,663円、年額で1万9,956円が、現在の130円での計算でございます。160円に改定をした場

合には2,047円、年額で2万4,564円、差し引きますと月額384円、年にして4,608円の増になるというようなことでございます。

次に14ページに、鹿町町さんの分を記載しておりますが、これにつきましても、鹿町町におきましては130円の現時点では、月額1,896円が年額は2万2,752円でございますけれども、これを佐世保市に合わせて160円になりますと2,333円で、年額2万7,996円ということで、月額437円、年に5,244円の増ということになってまいります。

あと、課題・問題点のところでございますが、現状の課題・問題点のところ、中段のところでございます。丸ポツをつけておりますが、三つ目に、市内5業者（江迎・鹿町収集業者を含む）より、平成18年12月に料金値上げの要望、これは190円ということになっております。旧市、宇久については平成21年4月、吉井・世知原・小佐々は22年改定を検討中ということにいたしております。

それから、調整方針案・財政シミュレーションのところに、①に北松南部浄化センターに搬入するというので調整方針を考えておりますけれども、この調整方針の①の課題・問題点というところで、Aの佐世保市と佐々町で一部事務組合を再編する場合は、一部事務組合のこのし尿収集料金については一部事務組合の条例事項となりまして、構成員の佐々町さんとの協議となるために、別制度の可能性が出てきます。いわゆる160円と130円の二つの料金体系になってくるということで、こうなった場合に吉井町さん、世知原町さん、小佐々町さんとの住民負担のバランスの課題というのが一つ出てくるかということで考えております。

以上、し尿収集手数料については説明を終わりたいと思います。以上でございます。

【朝長会長】 し尿手数料について、環境部会からの説明でございましたが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、これくらいで質疑をとどめたいと思います。

続きまして、2番目の公民館使用料について、教育部会の説明を求めます。

【教育部会】 それでは、公民館の使用料について、教育部会のほうからご説明をさせていただきます。

まず、11ページでございますけれども、先ほどの資料のほうと同様に、使用料、手数料については、住民負担に配慮をしつつ、新市の速やかな一体性の確保のため、原則といたしまして、本市、佐世保市の制度に統一をさせていただきたいと思っております。ただし、江迎町及び鹿町町の住民への影響が大きいものにつきましては、経過措置を講じたいと考えております。住民生活にかかわる主要な使用料、手数料の取扱いにつきましては、別紙のとおりとさせていただくということで、12ページをお開きいただければと思います。

2の公民館使用料でございますけれども、調整方針といたしましては、佐世保市の制度に合わせる。両町の実情を考慮しながら施設管理、運営を行うということでございます。

参考に書かせていただいておりますのは、使用料の件でございますが、公民館の使用料を徴収しないということにつきましては、まず1点目に、市が主催するものでございます。それから2点目に、社会教育法第10条に規定される社会教育関係団体ということでご

ざいまして、したがいまして、従来両町で使用料が無料だった団体及び江迎町インフィニタスで半額免除されていた団体につきましても、使用料を無料とさせていただきたいと思っています。補足でございますけれども、インフィニタスにつきましても、利用者の大半が、生涯学習、社会教育団体であるということから、これを公民館の施設として位置づけをしたいというふうに考えているところでございます。

それからまた実費徴収でございますけれども、使用料を徴収をしない場合においても、実費ですね、ここに括弧書きしておりますような冷暖房その他について使用する場合には徴収をさせていただきます。料金の額につきましては、各施設の状況に合わせてそれぞれ算出いたしますけれども、既にコインタイマーが設置されている施設につきましても、現行どおりとさせていただきたいと考えています。

具体的なことにつきましては、行財政調書の15ページから記載をいたしております。

まず江迎町でございますけれども、基本的に開館の時間、それから使用料等は、佐世保市の条例に合わせていただきたいと思います。なお、江迎町の中央公民館、図書室につきましても、公民館の所管とすると。

それから、右のほうに現状の課題・問題点とありますが、①で、公民館は、現在の佐世保市では19館あるわけでございますけれども、江迎中央公民館につきましては、仮称・江迎地区生涯学習センターが管理する地区公民館として位置づけをさせていただきます。それから、閉館時間でございますけれども、佐世保の場合は夜の9時ですが、1時間、夜の10時まで、これはもう江迎、鹿町も同様でございますけれども、その実情を考慮しながら運用で決めていきたいと考えております。それから、公民館の使用料でございますけれども、先ほど申し上げましたように、社会教育団体として位置づけるものについては、基本的に無料とさせていただきたいということでございます。それから、江迎の公民館内の図書室でございますけれども、公民館の施設としたいと考えています。それから、④に書いていますように、佐世保市の公民館条例には、休館日の考え方はございません。そこで、これについては、各町の実情に合わせてどのように条例に反映するか、検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

次の16ページの鹿町町の件についてお話をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、開館時間とか使用料等については、佐世保市の条例に合わせていただくということでもあります。

現状の課題のところにも書いておりますが、鹿町の文化会館でございますが、それは仮称・鹿町地区生涯学習センターが管理する地区公民館として位置づけをいたします。閉館時間については、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、③につきましても、先ほどと同様でございます。最後の4番目につきましても、休館日の考え方がございませんので、両町の実情に合わせて、条例に反映するかを検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

【朝長会長】 ありがとうございました。

ただいまの教育部長の説明について、何かご質問ございませんでしょうか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、質疑をとどめたいと思います。

続きまして、3番目の体育施設使用料について、教育部会の説明を求めます。

【教育部会】 教育部会でございます。

3番目の体育施設使用料についての説明をさせていただきます。

調整方針でございます。12ページの下に書いていますが、佐世保市の制度に合わせると。ただし、鹿町町につきましては、3年間の経過措置を設けまして、その間は鹿町町の現行制度を適用させていただきたいと思います。経過措置後につきましては、経過措置期間中に検討をいたします。両町の照明料の実費徴収につきましては、5年間の経過措置を設けまして、段階的に佐世保市の制度に合わせるということで考えているところでございます。

行財政調書のところは、17ページになります。

17ページの江迎町でございますが、具体的処理方法というところに①から③とございます。上のほうでございます。中央体育館は体育施設として直営管理を考えています。②の武道館でございますが、これは教育部会内で調整中でございます。これは括弧で書いていますように、体育施設にするのか学校施設にするのかというところでございます。それから、田ノ元プールでございますが、基本的には廃止をさせていただきまして、なお、存続の場合には地域、地区のほうで管理をしていただければというふうに考えているところでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。これが、鹿町町でございます。同じように、具体的処理方法等についての説明をさせていただきます。

①から⑥でございますが、町民体育館、それから武道館、町民運動場、テニスコート、千鳥越球場、さらにB&Gの海洋センターは、体育施設として、直接直営管理ということの基本と考えています。一部管理委託ということも今後検討をしたいと思っております。⑦でございますが、神林運動場でございますが、これは合併までに廃止をさせていただきたい。次に松瀬海浜公園ですね。これについては、体育施設として管理をさせていただきます。将来的には、指定管理者制度ということも視野に入れたいと考えています。それから、鹿町町の松瀬海浜公園については、佐世保市施設の小佐々海洋スポーツ基地等と均衡がとれるように調整をさせていただきたいと考えているところでございます。

基本的な考え方については以上でございます。簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの教育部会からの説明について、何かご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。松田委員。

【江迎町松田委員】 すみません、江迎町の松田と申します。

この調整方法、答申の案の決定ということで、江迎町の場合、例えば中央体育館は体育施設として直営管理ということですが、もう少し具体的に。ちょっと意味が、佐世保市として自分たちですという意味か、ちょっと内容を少し具体的にお話していただければ幸いなのですが。

それと、体育施設もしくは学校施設ということもひっくるめて、学校施設というのは学校に任せるとということなのか。

それから、田ノ元プールについては基本的に廃止、存続する場合は地区で管理。地区で管理とはどこまで管理をするのか、設備もひっくるめてなのか。そこら辺をちょっと説明できたら幸いです。よろしく願いいたします。

【スポーツ振興分科会】 私、スポーツ振興課のほうで回答をさせていただきます。

直営管理というのは、今までどおりということです。江迎町さんのほうは教育委員会で、そのまま直営で管理して行われますので、そのままということでございます。

それから、学校の施設と体育施設等の違いでございますけれども、通常、武道館等というのは、佐世保市内の場合、球場もそうですけれども、大体学校の近くに武道館というのは併設をしてございました。小佐々の場合を例にとりますと、中学校の直線距離で約三、四百メートルのところに武道館がありまして、これについては学校の施設として管理をしていただくと。大きな違いはどこかと申しますと、学校の施設として管理するというのであれば、使用料というものが基本的に発生をいたしません。ただ、実費徴収費というのが発生をいたします。ここが大きな違いでございます。

それから、田ノ元のプールでございます。これは、田ノ元地域の皆様には夏休みの期間中、子どももちょっと見に行ったんですけれども、大勢の子供さんが来て、大変いい環境の中で、安全な水泳ができるような環境が整っております。実は、ここは、利用者と言われる人々が限られてございます。あの近辺ですね。大体歩いてか、車で四、五分の距離で来られる皆様をご利用になっていると。そういうことであれば、基本的には、本来は市の体育施設というのは、市民の皆さん、一般の方々が訪れるということで、田ノ元プールについては、地域の固有の施設だという考え方をして整理をいたしております。管理を委託、地元でということでありましてけれども、基本的に維持管理といいます部分の、例えば監視とか、掃除とか、そういったところの管理をしていただければ。当然、施設でございますので、電気料とかそういうものは、佐世保市のほうで責任を持ちたいとは考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。

それでは、これくらいで質疑をとどめたいと思います。

⑧協議第28-3号

【朝長会長】 次に、協議第28-3号「補助金・交付金等の取扱い（その3）」についてを議題といたします。

農水商工部会の説明を求めます。

【農水商工部会長】 それでは農水商工部会からの提案等につきましては、お手元の資料21ページから26ページまでの協議第28-3号「補助金・交付金等の取扱い（その3）」において、北松商工会議所の補助金の調整結果をご提案申し上げます。資料22ページをお開きください。

北松商工会議所への補助金についての調整結果でございますが、北松商工会議所への補助金については、会議所の統合（合併）に配慮しつつ、合併年度の翌年度までは従来の補助基準を基本に補助を継続し、合併年度の翌々年度以降の補助金の支出については、佐世保市の制度に合わせさせていただきたいと思っております。ただし、江迎町の江迎商店街駐車場補助金については、佐世保市の他の商店街との均衡を考慮いたしまして、廃止する

という提案をさせていただきます。

理由といたしましては、公共的団体でございます商工会議所は、商工会議所法によりまして、商工会議所の地区は市の区域とするという大原則がまずございます。それから特例といたしまして、商工会議所の設立後に、市町村において廃置分合があった場合においては、商工会議所が解散するまでの間は、廃置分合前の市町村の区域とするという規定がございます。それぞれの独立した機関でございますので、それぞれの自主的な話し合い、ご判断ということになってくるわけですが、両商工会議所におかれて、統合に向けての協議を進められておりまして、今回の行政の合併に合わせて、あまりおくれな時期に統合をするという方向づけで検討をされているということでしょうかというところでございます。

そこで、行政といたしましても、会議所の統合を推進するという立場から、補助基準を統一することが望ましいと考えております。合併年度の翌々年度以降は、江迎町と鹿町町が行われている運営費補助から、私ども佐世保商工会議所に対して行っております事業費補助の形態に変更することといたしまして、佐世保市の制度に合わせるという提案でございます。

簡単ですが、提案とさせていただきます。

【朝長会長】 ただいまの農水商工部会の説明について、何かご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、質疑をとどめたいと思います。次に移ります。

⑨協議第34号

【朝長会長】 次に、協議第34号「地域医療制度の取扱い」についてを議題といたします。項目は3件ありますが、相互に関連しております。担当する専門部会も同じですので、一括して協議を進めたいと思います。それでは、保健福祉部会の説明を求めます。

【保健福祉部会長】 それでは、地域医療制度について3点ご説明をいたします。

まず第1点ですが、地方独立行政法人北松中央病院についてということですが、北松中央病院を佐世保市に引き継ぐということです。理由のところに書いております、北松中央病院は、北松地域における医療機関の中心的存在として、これまで運営されておまして、特に平成17年度から、地方独立行政法人として運営をされております。合併地域の医療の拠点として位置づけ、引き継ぐことにいたします。

29ページをお願いいたします。北松中央病院の概要がそこに書いてあります。昭和25年にスタートをいたしております。そして45年に公設民営という形での運営形態をとられております。北松浦郡の医師会へ運営を委託されております。その後、平成17年から北松浦医師会への委託を終え、地方独立行政法人ということで新たな形での運営形態になっております。

地方独立行政法人というのは、その下の「定義・目的」のところに書いてありますが、民間の経営形態で運営したほうが、より効果的に事業を行える、そういった事業について、これは平成16年からこういう形でのさまざまな事業について地方自治体を含め、こういう法人を設置することができるようになっております。公立病院で、こういう地方独立行

政法人で運営するようになったのは、この北松中央病院が全国で一番最初だったとかがっております。

それから、32ページをお出しください。調書をつけておりますが、その参考に、左側に佐世保市、これは佐世保市の市立総合病院、それから江迎町が設置しておられます北松中央病院を対比して書いています。佐世保市の総合病院は左側ですが、これは黒島診療所、高島、宇久を含めてですが、病床数が611床、内科ほか19科、職員が641人という規模です。北松中央病院はその右になりますが、許可のベッド数が278床ですが、現在、実質的に稼働をしている病床数は180床、内科ほか12科、職員数が250名。こういう規模での病院です。

27ページに戻りますが、合併地域の拠点病院として佐世保市が引き継ぐというのが中央病院の調整方針です。

続いて、2番目の在宅当番医制の事業です。初期救急医療についてということですが、これは、佐世保市の事業に合わせる。初期救急。これは比較的軽い症状の患者さんを受け入れる初期救急医療ですが、佐世保市は、市立急病診療所において、内科・外科・小児科の診療を行っております。それから耳鼻咽喉科・眼科・歯科については在宅当番医制、これは、地域のお医者さんが、診療所のお医者さんが当番を決めて対応する、そういう在宅当番医制ですが、合併後は、新佐世保市全域で、佐世保市の在宅当番医制事業を実施するという事で考えております。

34ページをお願いいたします。左側に佐世保市の在宅当番医事業を書いております。日曜日、祝日、それから年末年始、通常、普通の診療所、病院が診療ができない時のために対応するわけですが、佐世保の場合は、在宅当番医制としては、耳鼻咽喉科、眼科、それから東部、これは早岐のほうですが、それから歯科、歯医者さんで、それぞれ下のような時間帯で、佐世保市の医師会に委託をいたしております。

江迎町、鹿町町のほうは、34、35ページの真ん中の欄に書いておりますが、北松浦郡の医師会に委託をして、実施をされております。実質的には、北松浦郡の医師会ですが、三つのグループに分かれております。江迎、鹿町のグループ、それから松浦のグループ、それから佐々のグループの三つのグループに分かれておりまして、江迎、鹿町につきましては、今、基本的に月に2回当番制が敷かれておりまして、毎回、すべての日曜日、祝日に対応をされているということではございません。

そういうことで、合併後は、佐世保市の在宅当番医制の中で、地域全体をカバーしていくということになります。それから、在宅当番医制だけでなく、冒頭に言いましたように、初期救急につきましては、市立急病診療所が、地域全体の内科、外科、小児科についてはカバーをしていく、そういう体制になります。

続きまして、28ページをお願いいたします。3番目です。病院群輪番制病院運営事業、二次救急医療と書いてありますが、それは、先ほどの初期救急が比較的軽症の患者さんに対する医療に対して、これは重症患者の方に対する地域医療です。現在の病院群輪番制病院運営事業を引き継ぐというふうにしたいといたしております。

病院群輪番制といいますのは、重症の患者さんを受け入れる救急病院の体制の一つの形ですが、幾つかの病院で当番日を決めて診療に当たっていく、輪番制ということですが、佐世保では、11の病院が当番を決めて、年間担当をいたしております。ドクター、お医者さ

んの数を中心に、年間の当番日を11の病院で決めております。

北松中央病院、県北の場合は、北松中央病院、一病院が365日担っておられます。輪番と言いながら、どこかの病院と当番を分け合っているということではなくて、北松中央病院が、年間のうちのすべての365日、担当をされています。

二次救急を特に考えるときには、医療圏という考え方の中で医療体制を考えています。佐世保は佐世保医療圏、それから鹿町、江迎は県北医療圏の中に入っております。これは県の医療計画の中で定められています。それから佐世保医療圏につきましては、先ほど言いましたように、11の病院が輪番でやっていく輪番制で、県北医療圏につきましては、北松中央病院が単独で二次救急を担う。これまでの形を継続するというので、新しい佐世保市になった場合に、二つの二次救急の体制が、並存する形で地域の医療を担っていく、そういう形になります。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。

保健福祉部会の説明でございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、質疑をとどめたいと思います。

⑩協議第35-1号

【朝長会長】 次に、協議第35-1号「施設の取扱い(その1)」についてを議題といたします。環境部会の説明を求めます。

【環境部会長】 環境部会からの説明をいたします。会議次第の39ページをお開きください。協議第35-1号でございます。「施設の取扱い(その1)」について、最終処分場の取扱いでございます。

施設の取扱いについては、佐世保市に引き継ぐ。なお、過去の経緯・使用実態などを十分考慮した上で、状況により必要な対応を行うものとするということで、次のページの40ページをお願いいたします。

この最終処分場につきましては、江迎町のほうにおかれまして、江迎町不燃物処理場ということで最終処分場を現在持っておられますが、使用はされておられません。そういうことでございますけれども、江迎町の最終処分場については、合併前に閉鎖事業に着手をするということでございます。理由といたしまして、江迎町の最終処分場は、合併期日が本工事の期間中に想定されるため、工事進捗管理、予算計上、事務調整等、遺漏なきよう、市の引き継ぎを行うこととするということでございます。なお、鹿町町にはこの最終処分場の該当はございません。

戻ります。42ページ、43ページの行政調書にて若干ご説明をいたします。まず、1番の施設の概要でございますけれども、④のところから⑦のところに記載しておりますとおり、昭和41年度に開場されまして、埋立面積が6,555平方メートルでございます。それから、埋め立ての休止年度が平成11年度、現在の状況としては、17年度から地下水等の水質調査を実施継続中でございます。

2番の経過のところを書いてありますとおり、これは、どうして休止をされたかということでございますが、平成10年3月に旧厚生省が実施いたしました「一般廃棄物最終処

分場における処理の適正化」によりまして、不適切と考える最終処分場というご指摘を受けられて、11年の9月で不燃物の搬入を停止されております。16年度の調査では、浸出水、地下水、土壌、発生ガスのいずれにおいても異常は認めておられないということでございますが、閉鎖にかかる費用が巨額を要する、あと当時は搬入道路として生活道路を使用せざるを得なかったということから、閉鎖事業を継続することはできなかったということでもございました。

3番目の今後の予定といたしまして、そこに書いてありますとおり、平成20年度中に測量、地質調査を終了し、21年度当初からおおむね6カ月程度で基本設計、実施設計を作成。設計と同時進行で、仮設道路等に係る用地交渉を開始されまして、設計に基づき工法と予算額を確定し、同年12月議会で予算を承認されれば、1期工事に着手が可能ということで、江迎町さんとしては考えられておられます。

予算・調整シミュレーションをその隣に記載しておりますが、測量、地質調査に20年度に補正予算を計上、基本設計、実施設計については21年度に計上、最終処分場の閉鎖工事については21年から22年度にかけて予算計上を予定されるということになっております。

課題と問題点でございますが、現状の課題と問題点のところに二つ黒ポツでしておりますが、その下の欄に、最終処分場の閉鎖事業は、覆土工事を行い、終了届を提出した後2年以上地下水等の経過観察を行い、異常がない場合は廃止届の受理をもって閉鎖事業を完了するというようになっております。

その下に、調整方針①ということで、合併後、本体工事を江迎町から引き継ぐこととなりますので、閉鎖工事終了後、地下水等の経過措置も、合併後最低2年以上行う必要があるということで考えております。

以上、簡単でございますけれども、ご説明を終わりたいと思います。

【朝長会長】 ありがとうございます。

環境部会からの説明でございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、これくらいで質疑をとどめます。

以上で、提案されました協議第23号から協議第35-1号の6件につきましては終了いたします。これらの項目につきましては、次回の協議会で結論を得ていきたいと思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

(4) 報告事項

⑪報告第3号

【朝長会長】 それでは、次の報告事項に移ります。

報告第3号、事務事業の調整結果報告(調整案件 B以下 幹事会調整事項)につきましては、報告第3-14号「農水商工部会の事務事業の取扱い(その2)」についてから、報告第3-18号「教育部会の事務事業の取扱い(その1)」についてまで、一括して事務局及び専門部会から順次説明を求めます。

【事務局】 まず事務局から説明いたしますが、今回、Bランク以下の分につきましては、農水商工部会で50件、それから財務部会で33件、教育部会で75件の提案を申し

上げております。この件につきましては、さきに開催されました幹事会の中で決定をさせていただきますまして報告をするものでございます。

もう、今5時3分ほどでございます、予定時間を過ぎておりますので、大変恐縮であります、各専門部課から駆け足で簡単に説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

では、専門部会のほうからよろしくお願いいたします。

【商工分科会】 それではまず、農水商工部会からの報告ということで、報告3-14号「農水商工部会の事務事業の取扱い（その2）」という資料をお開きください。

農水商工部会のBランク以下の事務事業につきましては、産業政策、農業畜産、農林整備の三つの分科会で50の事務事業がございます。基本的な調整方針といたしましては、本市のみが実施している事業については、新市においても継続といたしております。また、佐世保市のサービス水準が高い、または同様の事業については、佐世保市の制度を適用いたしております。

なお、それぞれの分科会の事務事業の詳細につきましては、担当課からご説明をさせていただきます。

【産業政策分科会】 それでは、産業政策課関係をご説明いたします。

産業政策関係は全部で9事業でございます。1ページから3ページまででございます。その中で、2町のみで実施の部分が1事業でございます。これが後ろのページの38、39ページです。こちらの課題と問題点のところをごらんください。

こちらのほうにつきましては、北松商工業労務改善協議会の補助金でございますが、この事業は長崎県が設置をしております、長崎県中小企業労務改善集団協会が実施するセミナーへの参加の助成となっております。これにつきましては、本市のほうでは、旧市内のほうでは、三ヶ町の商店街のほか、幾つかの協同組合等がこの協会に加盟しておりますが、補助は行っておりません。それで、こちらの北松商工業労務改善協議会の20年度の収支につきましては42万3,982円となっております、この部分の会費を含む負担金は2万3,982円で、残る40万円は江迎町、鹿町町それぞれ20万ずつの補助を行っております。

こういったことから、以上のことを踏まえまして、本市内の同協会会員との均衡を図るために、合併後は補助金を廃止し、約380の事業所で構成される北松商工業労務改善協議会の自立化を促進していただくというように考えています。

以上です。

【農業畜産分科会】 続きまして、農業畜産関係についてご説明差し上げます。事務事業が40ございますけれども、このうちに、2町のほうに、江迎町、それから鹿町町のそれまで実施されている事業で佐世保市にはない制度で、合併後引き継ぐことが難しいということで協議させていただいている事業はございません。このことにつきましては、その調整方針を説明させていただきたいと思っております。

まず、行財政調書の32ページをお願いいたします。江迎町のイノシシ肉解体加工施設ヘルシーボアでございますけれども、有害鳥獣対策としての施設でございます。建物の所有は江迎町有害鳥獣有効利用組合となっております、この組合が管理運営をなさっておりますけれども、敷地につきましては、現在江迎町有地を5年間無償での貸借契約を結ん

でおられます。その契約期間が平成24年5月末までとなっております。この補償対策につきましては、具体的な対応策の欄に記載しておりますように、合併までの間にその見直しを含め、検討させていただきたいと思っております。あわせて、人的助成として、現在イノシシの解体施設までの運搬、それから焼却場までの運搬、それから箱わなの運搬を、町の職員さんで現在行われておりますけれども、合併後にあっては、職員の対応は行わないように調整をさせていただいておるところでございます。

次に、63ページをお願いいたします。これは、鹿町町のみの事業でございます。地域転作推進事業として、水田の転作推進の助成金を交付しておられまして、平成20年度の決算額が28万6,000円となっておりますけれども、新市全域でこの事業に取り組むということになれば、財政的な影響も大きいということから、調整方針案として記載しておりますように、申しわけございませんけれども、合併までにこの事業を廃止していただくということにしております。

次に、64ページをお願いいたします。これは、江迎町のみの事業で、水田営農活性化補助金でございます。集荷円滑化拠出金の3分の1を町が助成されている制度でございます。平成20年度の決算額が82万5,000円となっておりますけれども、これも、先ほどの鹿町の事業と同様に、合併までに廃止していただくこととしています。

それから、86ページをお願いいたします。これも、江迎町の単独事業で、優良雌牛の導入事業でございますけれども、この事業につきましては、佐世保市では単独事業ではなく、指定補助事業ということで、畜産協会から補助が出る制度を活用しております。これに市の予算を上乗せする事業を行っております。これによりまして、江迎町の制度よりも有利であると思われるので、調整方針に示しておりますように、この事業で補完することとし、現在の江迎町単独事業としての制度は合併までに廃止していただくということで協議させていただいておるところでございます。

以上です。

【農林整備分科会】引き続きまして、農林整備関係の事務事業は、1市2町で実施しております事務事業の1事業がございます。資料の24ページをお開きください。

24ページに江迎町、25ページに鹿町町を示しております。この事業は、山林が豪雨などの災害で、斜面が崩落した場合に復旧する事業でございます。二つ事業がありますが、一つは、自然災害防止事業、これは県の補助があります。もう一つは、国、県の補助があります。林地崩壊防止事業であります。佐世保市と江迎町は、この事業の事例はありますが、鹿町町におきましては、まだこの事業の実績はございません。

また、これらの事業に対して、受益者への分担金徴収条例を江迎町は定めてありますが、佐世保市と鹿町町につきましては定めておりません。この事業の目的は、個人の財産である土地の復旧であること、また崩落した山の地主さんと、防護する下の土地とは、ほとんどが同じ地主さんでございまして、公共性、公益性が薄いということの中から、佐世保市といたしましても、住民サービスの公平性を勘案したときに、受益者から一部負担を徴収する方向で見直しを検討いたしております。

以上でございます。

【事務局】次、財務部会をお願いします。

【財務部会長】それでは、財務部会の事務事業の取扱いについてご説明申し上げます。

報告第3-17号でございます。先ほど事務局からありましたように33件ございますが、ご説明を、すみません、ランクのBに限って説明をさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきますと、事務事業管理表ということで、一覧に取りまとめでありますので、ここで説明をさせていただきます。

まず一番上の使用料条例関係としておりますが、これはいわゆる土地建物の使用料あるいは貸付料でございます。調整方針につきましては、ちょうど中ほどに書いておりますけれども、佐世保市の算定方式に統一をすることで考えております。しかしながら、3段階、現在決めております使用料等の決め方が違いますので、結果的に佐世保市に統一をいたしますと、開きが出てくるケースがあります。この場合、減額の場合、佐世保市に統一するわけですから、町が高かった場合、新市によって下がる場合は、市の水準に即刻合わせるということ。それから、逆に上がる場合については、負担調整をやっていこうということ、開きが小さい場合は3年ほどで負担調整をしたい。開きが大きい場合も、最大5年で負担調整をさせていただきたいということで、調整をしているものでございます。

ちなみに、さきに合併をいたしました4町の場合のケースは、先ほど申し上げました増額の場合の際の開きの小ささ、大きさという点では、年額1万円未満の増額の場合は3年で負担調整、年額1万円以上増額になる場合は5年で負担調整ということで調整をいたしているところでございます。

それから二つ目、その下でございますが、これは税の督促手数料ということでございまして、調整方針としては、佐世保市の制度に合わせるというふうにいたしております。これは、あとで直接、資料をごらんいただきたいと思いますが、現在佐世保市が、手数料の額が80円でございます。それから江迎町、鹿町町とも100円でございますので、今回合併するに当たって、佐世保市の制度80円に合わせるということで調整をしたいというふうに考えております。

それから、1枚めくっていただきまして、次のページの一番下のところになりますが、原付等のナンバープレートの付替えでございます。これは、ナンバープレートをなくしたとき、汚損したときなんかの弁償金でございますけれども、これも佐世保市の制度に合わせるといたしておりますが、現在、佐世保市が200円でございます。これは先ほどの督促手数料と逆で、江迎町が100円、鹿町町が170円ということになっておりますが、結果上がることとなりますけれども、佐世保市の200円に合わせたいと考えております。実は、江迎、鹿町とも、決算で実績がないという状況でもございますし、確かに江迎町の方からしますと、100円が200円ですから2倍ということではあります、絶対額が小さいということで、ここは佐世保市の200円に合わせさせていただきたいと考えています。

それから、次のページの一番上になりますが、税の申告受付でございます。納付の方が対象になるわけですが、これも佐世保市の制度に合わせると、こういうふうにいたしておりますが、ご存じのとおり、税の申告というものを、佐世保市の場合で大体2月上旬から3月15日まで、江迎が2月15日から3月15日、鹿町が2月20日から3月7日といったようなところでやっておりますが、この受付期間については、佐世保市の2月上旬から3月15日でもいいのかなと思っておりますが、受付の場所でございますが、今申し上げたのは、いわゆる本庁ですね。市役所あるいは役場の本庁での負担でございまして、現在、佐世保市では旧市のところでは支所で、この期間内に1日から2日間の申告受付を

いたしております。それから、合併した旧4町については、いわゆる暫定措置として、現在行政センターで2日から3日ということで、先ほど申し上げた期間内に受け付けをしているという状況でございます。

これに対しまして、2町が、先ほど言いましたように、役場は常時やっているわけですが、江迎町で、公民館で3カ所、それから鹿町町で同じく公民館で16カ所、現在、期間を定めて受け付けをしておりますけれども、合併後はこれを、行政センター、先ほど申し上げました旧4町と同じように、いわゆる行政センターでもって3日間程度の受け付けということに統一をさせていただきたいというのが、調整の方針でございます。もちろん、両町の住民の方にとりましては、制度の変更になりますので、十分に事前に広報等をして、混乱がないようにしたいと考えております。

簡単ですけれども、財務部会の事務事業の取扱いについては以上でございます。

【教育部会】 それでは、教育部会のほうからご説明をさせていただきます。大変、事務事業の件数が75件ということで多々ございますので、一つ一つについてのご説明は省かせていただきますが、基本的には本市の制度に合わせるということでございます。ただ、町単独でなされている事業または協議会等につきましては、一部廃止をし、また本市のほうの制度に切りかえるということをしております。それから、本市、佐世保市と大きく異なるものにつきましては、一定経過期間というものを設けまして、その後、佐世保市の制度に合わせられたらということで決定検討をさせていただいたところでございます。

まず、私どものほうで、ちょっと具体的に教育委員会の取扱い、どうなるのかということもあろうかと思っておりますので、ちょっと補足的に説明させていただきます。1市2町の合併によりまして、両町の教育委員会につきましてはなくなるわけですが、学校教育部門につきましては、佐世保市役所の11階の教育委員会事務局で集約をするということでございます。その一方で、社会教育を担う教育機関として、両町の公民館を拠点といたします生涯学習センターを設置するという考え方でございます。本センターは、公民館をはじめ、文化会館及びその他の社会教育施設の統括管理を行うほか、町内スポーツ施設の管理と利用者の受付、それから鹿町町におきましては、町の歴史民族資料館の管理運営等を行うもので、いわば町民の皆様の生涯学習の活動、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動、さらには豊かなまちづくり活動の推進拠点として機能していくものと考えております。

このようなことから、これまで同様に生涯学習の活動にいそしんでいただけるものと考えております。より特色あるまちづくり活動の拠点として大いに利用していただければと希望いたしておるところであります。さらに、合併後は、生涯学習の観点から、新たなまちづくり活動推進の担い手として、町の地区公民館、町内会でありますとか、文化協会、体育協会、健全育成会、それからPTAもございしますが、そうした地域団体の方々に集まっておりますので、生涯学習推進委員会という支援団体を設立していただきたいと考えているところであります。そして、本推進委員会のもと、町民の皆様が、一体的に生涯学習活動、文化活動等を展開していただければ、より一層地域の活性化の盛り上げになるのではないかと考えています。恐れ入りますが、補足をさせていただきます。

それから、この中で、スポーツ施設の関係について、ちょっとスポーツ振興課のほうから説明をさせていただきます。

【スポーツ振興分科会】 実は、ランク的にはCランクでございますが、131ページに、江迎町の学校ナイターを上げてございます。これは、合併の実費徴収の基本的考え方の中で、佐世保市と江迎町で、料金に差があるものについては、5年間の経過措置を設けるということが、先ほどから言われているかと思えます。実は、江迎町の場合は、江迎小学校の上のナイターは、現在30分、800円で、これを佐世保市に適用すると30分1,500円ということになります。ですから、これは1年間に約150円ずつ、5年間をかけて段階的に引き上げをして、佐世保市の制度に合わせていきたいと考えております。

以上です。

【事務局】 はい、それではすべて説明が終わりました。

【朝長会長】 ただいまの説明について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、意見がございませんようですので、今後、何か意見等がございましたら、次回以降の協議会でも出していただきたいと思います。特に問題、意見等がなければ、協議会として報告を承認することで取扱いしたいと思います。

次回も、報告事項はたくさん出てまいります。同様の取扱いといたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように取り計らいます。

以上で報告事項を終了いたします。

4 その他

【朝長会長】 それでは、次に移ります。

次回日程について、事務局から説明を願います。

【事務局】 会議次第の最終ページ、44ページでございます。その他の場に掲げておりますけれども、次回開催日程についてであります。案といたしまして、来年1月28日、水曜日、2時から予定では3時間、5時までということで、場所は今度佐世保が会場になりますので、佐世保市役所の近くの万松楼で行いたいと思います。よろしくご協議方お願いいたします。

【朝長会長】 ただいま事務局が示した次回協議会の日程でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、次回の協議会の開催日は、事務局説明のと通りの日程で開催することといたします。

そのほかに事務局から何かございませんか。

【事務局】 事務局からは特段ございません。

【朝長会長】 ほかに委員さんからございませんでしょうか。

5 閉会

【朝長会長】 それでは、ご質問やご意見もないようでございますので、協議会を閉じたいと思います。よろしゅうございますか。

本日はどうもお疲れさまでございました。皆様のご協力に感謝を申し上げ、会を閉じたいと思います。来年もどうぞよろしくお願いいたします。よいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。

— 了 —